

NPO論

担当教員 石原 絹子

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

- ① NPO、NGO、ボランティア、ソーシャルビジネスなどの用語の意味を理解する。
- ② なぜ、NPOが日本に導入されるようになったか。社会背景を学ぶ。
- ③ NPO、ソーシャルビジネスにおける市民型事業の事例を学ぶ。
- ④ 「地方分権型社会」への移行が進みつつある日本において、NPO分野が暮らしの中でどのような貢献をしているのかNPO活動の事例より学ぶ。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容
1	オリエンテーション
2	NPO、NGO、ボランティア、ソーシャルビジネスなどの用語の意味を理解する。
3	NPOが日本に導入された社会背景を学ぶ。
4	NPOが日本に導入された社会背景を学ぶ。
5	「地方分権型社会」への移行が進みつつある日本の社会、地域行政の動向。
6	「地方分権型社会」への移行が進みつつある日本の社会、地域行政の動向。
7	NPO、ソーシャルビジネスにおける市民型事業の事例を学ぶ。
8	NPO、ソーシャルビジネスにおける市民型事業の事例を学ぶ。
9	NPO、ソーシャルビジネスにおける市民型事業の事例を学ぶ。
10	NPO、ソーシャルビジネスにおける市民型事業の事例を学ぶ。
11	NPO、ソーシャルビジネスにおける市民型事業の事例を学ぶ。
12	NPOと暮らし
13	NPOと暮らし
14	NPOと暮らし
15	これまでの授業のふりかえりとポイントの確認
16	試験

【履修上の注意事項】

NPOや地域行政の動向などを学びたい学生。

【評価方法】

授業の出席日数、レポート、発表を総合的に評価する。

【テキスト】

資料を適宜、授業時に配布する。

【参考文献】

「NPO基礎講座」山岡義典編著 / 「沖縄のNPOセクターの研究」石原絹子著
「アメリカのNPO視察レポート」石原絹子著/
「新時代のシマづくり～地域の声を生かすには～」石原絹子共著/

沖縄政治論

担当教員 黒柳 保則

対象学年 3年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

近現代の沖縄政治について講義します。中心は1945年から1952年までのおよそ7年間です。この時期においては、奄美・沖縄・宮古・八重山の4群島が、日本「本土」や他の群島から分離され、米軍政下に置かれました。その後、琉球政府が発足するまで、各群島にはそれぞれ政府や議会が存在し、政党が活動して選挙が行われたというように、独自の政治空間が存在したことはあまり知られていません。戦後の沖縄政治の「原点」とも言うべきこの時期に焦点をあて、その前後を具体的に検証することによって、近現代の沖縄政治における自治のありようを問うてみたいのです。その際、奄美・宮古・八重山の視点を忘れないようにしたいと思います。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	「琉球処分」の展開	17	自治権獲得運動
2	「琉球処分」再考	18	「政党」の結成
3	沖縄県の設置と鍋島県令の施策	19	沖縄群島における市町村レベルの選挙
4	旧慣温存策	20	奄美・宮古・八重山各群島における米軍政
5	上杉県令の県政改革	21	「シーツ政策」
6	沖縄群島における不正摘発・旧慣撤廃運動	22	沖縄群島政府と沖縄群島議会の設置
7	宮古群島における人頭税廃止運動	23	日本復帰運動の開始
8	奈良原県政と民権運動	24	臨時琉球諮詢委員会から琉球臨時中央政府へ
9	土地整理事業	25	自治制度構想の展開
10	地方制度改革と参政権獲得	26	琉球政府の発足と奄美群島の復帰
11	十五年戦争下の沖縄県政	27	「島ぐるみ闘争」をめぐる政治
12	沖縄県の消滅	28	瀬長那覇市長の誕生と追放
13	沖縄群島における米軍政の施行	29	キャラウェイ高等弁務官の「自治神話論」
14	沖縄諮詢会の設置	30	行政主席の選任方法と立法院議員選挙の変遷
15	ワトキンス政治部長の「ネコとネズミ論」	31	沖縄の日本復帰／試験
16	沖縄民政府と沖縄議会の発足		

【履修上の注意事項】

基本的なところから丁寧に講義をしますので心配は無用です。新資料の発見といった関連する新聞の記事に注意を払って下さい。気になる記事は切抜きをするとよいでしょう。

【評価方法】

試験と平常点にて評価します。

【テキスト】

使用しません。レジュメを配布します。

【参考文献】

大城将保『琉球政府』ひるぎ社、1992年。大田静男『八重山戦後史』ひるぎ社、1985年。大田昌秀『近代沖縄の政治構造』勁草書房、1972年。鹿児島県地方自治研究所編『奄美戦後史』南方新社、2005年。平良市史編さん委員会編『平良市史 第二巻』平良市役所、1981年。

会社法

担当教員 伊達 竜太郎

対象学年 2年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

我々が生きる現代社会において、「会社」は人々の生活と密接に関係している。ここで取り扱う「会社」では、会社内部の株主や取締役などの意思決定の下で、会社内部の権限・利益配分や会社外部の債権者との取引を行う。本講では、このような会社をめぐる利害関係者を規制する「会社法」を中心に議論を進める。そこでは、法と経済学や国際会社法などの現代的なトピックを交えつつ、諸制度の基本的知識を理解し、実社会に出た後も活用できる法的考察力の獲得を目指す。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	会社法総論	17	機関（5）取締役の権限・義務
2	ベンチャー・ビジネスと法規制	18	機関（6）会社役員の実務・行為差止
3	会社形態：株式会社・持分会社	19	機関（7）株主代表訴訟
4	設立（1）総論・設立手続	20	機関（8）監査役・監査役会
5	設立（2）発起人・設立責任	21	機関（9）会計参与・会計監査人
6	株式（1）総論・株主の権利と義務	22	機関（10）委員会設置会社
7	株式（2）株式の譲渡とその制限	23	計算：企業会計の概要・剰余金分配
8	株式（3）自己株式	24	企業組織再編（1）総論
9	新株発行（1）意義・資金調達	25	企業組織再編（2）合併
10	新株発行（2）是正措置	26	企業組織再編（3）株式交換・株式移転
11	新株予約権：意義・発行手続・譲渡・行使	27	企業組織再編（4）敵対的企業買収
12	社債：意義・発行手続	28	国際会社法（1）会社従属法・外国会社
13	機関（1）総論	29	国際会社法（2）国際的合併・企業買収
14	機関（2）株主総会の意義	30	総括
15	機関（3）株主総会の決議	31	期末試験
16	機関（4）取締役会・代表取締役		

【履修上の注意事項】

「商法総則・商行為法」の科目を履修していることが望ましい。なお、基本的に、通常の授業形態で行い、可能であれば、講義の理解を深めるために、グループ討論会や双方向的な授業形態も取り入れる。

【評価方法】

期末試験および講義における受講態度により評価する。期末試験の成績が70で、受講態度（出席を含む）が30の割合である。テストは期末試験1回を予定し、選択式6題および論文式2題の問題を予定している。

【テキスト】

- 伊藤靖史＝大杉謙一＝田中亘＝松井秀征『会社法〔第2版〕（LEGAL QUEST）』（有斐閣、2011年）
- 最新版の六法

【参考文献】

- 江頭憲治郎『株式会社法〔第4版〕』（有斐閣、2011年）
- 江頭憲治郎＝岩原紳作＝神作裕之＝藤田友敬編『会社法判例百選〔第2版〕（別冊ジュリスト（No. 205））』（有斐閣、2011年）

家族法

担当教員 熊谷 久世

対象学年 2年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

わが国の民法典第四編及び第五編に関する講義を行います。前半では、男女に関する法律、親子に関する法律、家族構成員の保護に関する法律を中心として講述することになりますが、戸籍制度や家事紛争の解決など実務的な問題についても取扱い、夫婦の氏や人工生殖による親子関係など海外の動向も視座に入れた上で社会の現実・意識等、法律の背景にあるものにも迫りたいと思います。後半は、近年の民法改正委員会の検討課題や、婚外子の法定相続差別や遺言・遺留分など相続法における現代的課題をとりあげます。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	家族法の意義と変遷・課題	17	扶養 私的扶養と公的扶助 扶養義務
2	家庭裁判所と家事事件手続法（家事審判法）	18	氏名と戸籍 氏の意義と命名 戸籍制度
3	親族法概説	19	小括
4	婚姻の成立 成立要件	20	相続法概説
5	婚姻の効力 選択的夫婦別姓	21	相続人 種類・能力 欠格・廃除 不存在
6	夫婦財産制	22	相続分 非嫡出子の法定相続分差別
7	離婚 離婚制度の変遷	23	相続の承認と放棄 単純承認・限定承認
8	離婚の成立 有責配偶者の離婚請求	24	相続財産 具体的な範囲と遺産の共有
9	離婚の効果 財産分与と子をめぐるとの問題	25	遺産分割 協議分割と審判分割
10	婚外関係の法的規制 婚約・内縁・事実婚	26	相続回復請求権
11	親子 実子 嫡出親子関係 嫡出推定	27	遺言の方式・執行および撤回
12	親子 実子 非嫡出親子関係 認知・準正	28	遺言の効力 遺贈
13	親子 養子 特別養子と藁の上からの養子	29	遺留分 遺留分減殺請求権
14	人工生殖 人工授精と体外受精・代理母	30	総括
15	親権 後見・保佐・補助	31	期末試験
16	子の奪取について-ハーグ条約		

【履修上の注意事項】

最新版（少なくとも平成24年版以降）の六法（ポケット版でよい）を毎回持参すること

【評価方法】

前後期の期末試験および随時課されるレポート・小テストなどにより総合評価する。

【テキスト】

特に指定することなく、毎回レジュメを配布することとする。昨今の家族法改正により、教科書は各社改訂が見込まれるので、特に自習用として購入しようとする者は相談されたい
下記の参考文献についても同様である

【参考文献】

- (1)「家族法（第3版）」大村敦志（有斐閣）
- (2)「民法（親族相続）」松川正毅（有斐閣アルマ）
- (3)「家族法判例百選（第7版）」（有斐閣）
- (4)「家族法/民法を学ぶ（第2版）」窪田充見（有斐閣）

環境法

担当教員 砂川 かおり

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

環境問題は公害から生活環境問題、さらに将来世代の持続可能な発展を求める地球規模の問題へ拡大しています。環境法とは、環境の質を社会的に望ましい状態にするための法システムの総称です。つまり、現在および将来の環境の質の状態に影響を与える関係主体の意思決定を社会的望ましい状態の実現に向けてのためのアプローチに関する法、および、環境に関する紛争処理に関する法律です。

【授業の展開計画】

本講義では、環境法に係るこれまでの理論的蓄積やアプローチ、判例等を学びながら、環境法に関する諸課題について理解を深め、問題点の抽出、解決方法等について考え、分析できる能力を身に付けることを目的としています。

第1週	講義説明、環境法への誘い
第2～5週	国内法のルール、環境法の目的と基本原則
第6～7週	環境保護の担い手
第8週	環境保全の手法
第9～14週	国際法のルール、環境紛争とその解決方法
第15週	まとめ
第16週	中間試験
第17～19週	自然保護
第20～22週	廃棄物・リサイクル
第23～25週	大気汚染・温暖化
第26週	原子力の利用と安全確保
第27週	企業活動と環境保全
第28～29週	米軍基地環境問題
第30～31週	まとめ
第32週	期末試験

【履修上の注意事項】

【評価方法】

出席、演習課題、中間試験、期末試験により評価します。

【テキスト】

交告 尚史、臼杵 知史、前田 陽一、黒川 哲志（2012）『環境法入門 第2版』（有斐閣アルマ）

【参考文献】

①北村喜宣（2009）『現代環境法の諸相』（財団法人 放送大学教育振興会）、②畠山武道 他（2007）『環境法の入門』（日本経済新聞出版社）③大塚直（2010）『環境法 第3版』（有斐閣）、④淡路剛久・大塚直・北村喜宣編『環境法判例百選 第2版（別冊ジュリスト（No. 206））』（有斐閣）、その他 適宜案内する。

外書講読研究 I

担当教員 大城 明子

対象学年 2年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 2

【授業のねらい】

法律、行政、政治を主にした英文をよみながら、それらの分野の知識を蓄え深く思考する力をつける。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容
1	オリエンテーション、割り当て
2	講読演習1
3	講読演習2
4	講読演習3
5	講読演習4
6	講読演習5
7	講読関連視聴学習1
8	講読関連視聴学習2
9	講読演習6
10	講読演習7
11	講読演習8
12	講読演習9
13	講読演習10
14	チーム発表準備
15	チーム発表1
16	チーム発表2 および 全講読演習とMy Note提出

【履修上の注意事項】

- 1講義形式のクラスではなく学習者が自ら学ぶ演習形式クラスであるので、予習復習、クラス参加が基本です。
- 2大学生以上レベルの辞書（電子辞書）を必ず持参すること。

【評価方法】

出席、割り当て発表、講読演習シート提出、全講読演習シートファイルおよびMyNote提出、チーム発表などのすべての点数を合算し成績は出します。（特に、欠席、クラス内態度不良、遅刻は、減点対象となりますので注意すること！）

【テキスト】

クラスで紹介し、購入してもらいます。

【参考文献】

外書講読研究Ⅱ

担当教員 稲福 日出夫

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

法学に関するドイツ語テキストを輪読することで、ドイツ法文化を理解するための手がかりとしたい。

【授業の展開計画】

授業の開始のさい、参加する学生たちと相談して、テキストを決めることになる。そのテキストを皆で輪読していきながら授業を進めることになる。折に触れて、テキストから離れて、ドイツ法文化にまつわるエピソードなどを話すことで、肩の凝らない授業にしていきたい。

【履修上の注意事項】

参加する学生は、おそらく少人数であろう。ドイツ語を履修した学生の参加が望ましい。が、それに限るわけではない。邦訳のあるテキストでもよい、と考えている。先ず、初回に教室をのぞいてほしい。

【評価方法】

出席状況やクラスへのかかわりかた、その意欲などを総合して評価の基準とする。

【テキスト】

初回に参加者と相談して決めたい。

【参考文献】

授業をすすめる中で適宜指示する。

基礎演習 I

担当教員 佐藤学、武田一博、熊谷久世、黒柳保則、上江洲純子、大城明子、平剛、西山千絵、野添文彬（9クラス）

対象学年 1年

開講時期 通年

単位区分 必

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

新入生は高校までとは異なる学習方法に関して戸惑いを生じることがしばしばあると思います。こうした戸惑いを解消し、大学での勉学態度を身につけるための入門授業が「基礎演習I」です。演習のテーマ・内容は、広く社会事象一般を題材として、「読み・書き・聞き・話す」ことを繰り返しおこなうことによって、一般的、基礎的教養を習得することを目的とします。こうしたすべての学問の基礎となる能力を培うことにより、専門科目を学ぶために不可欠な土台を形成することが本講の目標です。

【授業の展開計画】

基礎演習Iの授業内容に関しては、各担当教員が決めますが、課題を決めての調査・報告、ディベート、本・新聞・雑誌等の報告などを行います。また、「読むこと」「調べること」の課題が、頻繁に出されます。高校までの知識を、大学教育を受ける水準まで上げるには、1年次での努力が必要です。基礎演習Iを「本拠地」として、大学での勉強に取り組んで下さい。

【履修上の注意事項】

出席することをまず心がけること。また、担当教員も機会を作る工夫をしますが、20人程度の少人数クラスで、自由に発言を出来るようになって下さい。また、グループでの作業を通じて、役割分担の仕方も学んで下さい。高校までと異なり、大学には、ホームルームの時間がありません。基礎演習Iが、それに代わるような場になるよう、お互いに努力しましょう。

【評価方法】

出席日数および前・後期における報告等を基準として評価します。

【テキスト】

原則として指定しません（担当者によっては指定する場合があります）。

【参考文献】

必要に応じて提示します。

基礎演習Ⅱ

担当教員 徳永賢治、熊谷久世、黒柳保則、芝田秀幹、小西由浩、照屋寛之、平剛、野添文彬（8クラス）

対象学年 2年

開講時期 通年

単位区分 必

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

基礎演習Ⅱは、基礎演習Ⅰにて学習してきた「読み・書き・聞き・話す」能力を踏まえて、より専門的な行政学・法学および政治学を学習する上で要求される基本的知識や素養を身につけることを目的として、ゼミ形式で行う。

【授業の展開計画】

基礎演習Ⅰと同様に、報告を主とする形式で行う。特に、基礎演習Ⅱでは、3年次からの専門演習への準備として、文献調査、報告概要（レジュメ）やパワーポイント資料の作成、発表と議論等、専門演習で必要となる学習技法の習得を目指す。その他、各担当教員の企画により、授業を進めていく。

【履修上の注意事項】

本科目では、各担当教員の専攻科目を中心として、より幅広い行政学・法学および政治学的な問題について学ぶことになる。本科目での学習を通じて、3・4年次の専門演習に向けて、自らの関心領域を深めていくことが望まれる。

【評価方法】

出席日数および前・後期における報告等を基準として評価する。

【テキスト】

原則として指定しない（担当者によっては指定する場合がある）。

【参考文献】

各報告者のテーマに応じて、適宜指示する。

基礎経済学 I

担当教員 平 剛

対象学年 2年

単位区分 必

準備事項

備考

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 2

【授業のねらい】

本講義では、経済学の基礎であるミクロ経済学を勉強します。ミクロ経済学とは、市場経済を構成している経済主体（家計、企業、政府）の行動を分析し、需要と供給を通して、各経済主体による消費や生産といった経済行動がどのように決定されるのかを明らかにする学問です。はじめて経済学を学ぶ法学部の学生諸君へ、身近な事例を挙げ、図表等を参照しながら可能な限り分かり易く解説していく予定です。

【授業の展開計画】

1. ガイダンス
2. ミクロ経済学とは
3. 需要と供給
4. 需要曲線と消費者行動①
5. 需要曲線と消費者行動②
6. 費用の構造と供給行動①
7. 費用の構造と供給行動②
8. 市場取引と資源配分①
9. 市場取引と資源配分②
10. 独占の理論①
11. 独占の理論②
12. 企業と産業の経済学①
13. 企業と産業の経済学②
14. 消費者行動の理論①
15. 消費者行動の理論②

【履修上の注意事項】

【評価方法】

定期試験の結果により評価します。

【テキスト】

伊藤元重著『入門経済学 第3版』，日本評論社，2009年。

【参考文献】

N.G. マンキュー著，『マンキュー経済学 I ミクロ編』，東洋経済新報社，2000年。

基礎経済学Ⅱ

担当教員 平 剛

対象学年 2年

単位区分 必

準備事項

備考

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2

【授業のねらい】

本講義では、経済学の基礎であるマクロ経済学を勉強します。マクロ経済学とは、一国の経済全体の生産、利子率、物価水準などがどのように決まるのかを明らかにする学問です。はじめて経済学を学ぶ法学部の学生諸君を想定し、身近な事例を挙げ、図表等を参照しながら可能な限り分かり易く解説していく予定です。

【授業の展開計画】

1. ガイダンス
2. マクロ経済学とは
3. マクロ経済における需要と供給①
4. マクロ経済における需要と供給②
5. 有効需要と乗数メカニズム①
6. 有効需要と乗数メカニズム②
7. 貨幣の機能①
8. 貨幣の機能②
9. マクロ経済政策（金融政策）
10. マクロ経済政策（財政政策）
11. 財政・金融政策のメカニズム：IS-LM分析①
12. 財政・金融政策のメカニズム：IS-LM分析②
13. 総需要と総供給：物価の決定①
14. 総需要と総供給：物価の決定②
15. 経済成長と経済発展

【履修上の注意事項】

【評価方法】

定期試験の結果により評価します。

【テキスト】

伊藤元重著、『入門経済学 第3版』，日本評論社，2009年。

【参考文献】

福田慎一・照山博司著、『マクロ経済学・入門 第2版』，有斐閣アルマ，2001年。他，授業で紹介します。

行政学

担当教員 照屋 寛之

対象学年 2年

単位区分 必

準備事項

備考

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

現代の国家は「行政国家」と称され、行政の占める比重は極めて高い。したがって、私達の日常生活は様々な面で行政と関わっており、行政と関与せずに生活することは不可能である。本講義では、現代国家における行政に関わる諸現象を行政学の視点から考察し、その制度、構造、特質等を明らかにするとともに、今後の行政上の課題に取り組み、解決していくための手がかりを提供するよう心がけたい。同時に、行政学の基本的内容を講義し、受講生が行政学の基本的な知識を習得することを目標とする。可能な限り視聴覚教材(ビデオ)も活用し学生の理解を深めたい。

【授業の展開計画】

- 1 行政学とはどんな学問ですか：行政と国民生活との関連性
- 2 行政国家の成立要因
- 3 福祉国家を可能にした要因 と課題
- 4 行政学の誕生(アメリカの政治的伝統、政党と猟官制)
- 5 行政学の発展(政治行政分断論)
- 6 行政学の展開(政治行政融合論)
- 7 国家公務員制度(1)－採用と昇進－
- 8 国家公務員制度(2)－退職と際就職－
- 9 国家行政機構(1)－内閣と中央省庁－
- 10 国家行政組織(2)－行政ネットワーク－
- 11 行政改革(1)－行政管理と行政改革－
- 12 行政改革(2)－改革の理論－
- 13 政策過程(1)－課題設定と政策過程－
- 14 政策過程(2)－実施と評価－
- 15 官僚制論(1)－国民、政治家、官僚
- 16 官僚制論(2)－上級官僚の機能と役割
- 17 官僚制論(3)－第一線公務員の行動様式
- 18 わが国官僚政治の現状と課題
- 19 わが国行政組織における決定方式
- 20 日本の行政組織の特徴、
- 21 日本の官僚の人事システム
- 22 日本の公務員制度
- 23 中央地方関係(1)
- 24 中央地方関係(2)
- 25 現代行政とオンブズマン制度の機能
- 26 現代行政とオンブズマン制度の必要性
- 27 沖縄県におけるオンブズマン制度の現状
- 28 現代行政における責任論(1)
- 29 行政学における責任論(2)
- 30 まとめ

【履修上の注意事項】

単位のためでなく行政学を勉強したい学生の受講を望む。「学生だから勉強するのではなく勉強するから学生である」という心掛けで受講して欲しい。講義中の私語厳禁

【評価方法】

評価は2回実施するテストの結果に出席状況,感想文などを加味して行う。

【テキスト】

初回の講義の時に紹介する。

【参考文献】

古賀茂明『日本中枢の崩壊』講談社

行政実務論 I

担当教員 上江洲 純子・他

対象学年 1年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

本講義では、現職の、あるいは経験を有する自治体首長、議員、および県、市町村職員に、実際の自治の現場において政策を決定し、執行する立場の方たちが、どのような姿勢で自治体運営に取り組んでいるのかを講義していただく。

本科目は、自治の現場に関わる方たちの、生の経験を伺うことで、地方自治体が直面す課題について理解を深めることを目的とする。自治の課題に適切に対処できる能力を身に付けていくための、出発点である。

【授業の展開計画】

この講義では、毎回、政治・行政で指導的地位にある方々にお話をしていただく。昨年は、稲嶺恵一・前沖縄県知事、佐喜眞淳宜野湾市長のほか、県・市町村議会や沖縄県警等から講師を招いて講義をお願いした。今年度の講師及び日程の詳細は、講義開始時に発表する

【履修上の注意事項】

学外から講師をお招きする以上、受講生にはしっかりマナーを守ってもらいたい。私語・遅刻は言語道断である。警告後にも態度が改まらない場合には、退席を命ずる。行政や議会に強い関心を持つと同時に、自らの将来と地域の将来像を真剣に考え、志の高い学生の受講を望む

【評価方法】

毎回の講義で各先生方から課されたレポートで評価する。従って、出席していなければ、単位を取得することは困難である。

【テキスト】

講義時にプリントを配布する。

【参考文献】

講義の中で必要に応じて各講師が紹介する。

行政実務論Ⅱ

担当教員 上江洲 純子

対象学年 2年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 2

【授業のねらい】

地域行政学科の多くの学生が、将来公務員を目指している。そこで、実際の公務員の仕事はどんなものであるのか、あるいは、地域行政学科で勉強していることと、実際の業務がどう関連しているのかも実感してもらうことを狙いとして、この科目は開設されている。本講義では実際に、県庁、市町村で公務員として実務に携わっている第一線の公務員の方々に、日ごろ取り組んでいる仕事について具体的に講義して頂く。教科書だけでは味わえない多くの実務上の体験談なども含め、実務について、行政実務論Ⅰよりも、さらに深く学ぶ機会である。

【授業の展開計画】

この講義では、毎回、沖縄県庁や県内の各市役所、町村役場で行政の実務に携わっておられる方々から、行政の実態についてお話いただく。今年度の講師や日程の詳細は、講義開始時に発表する。

【履修上の注意事項】

学外から講師をお招きする以上、受講生にはマナーをしっかりと守ってもらいたい。私語・遅刻は言語道断である。警告後に改善されない場合には、退席を命ずる。単に単位を取得するための受講ではなく、実際の行政がどのようにして実施・運営されているのかに関心がある学生の受講を望む。『学生だから勉強するのではなく、勉強しているから学生である』という心構えで講義に臨んで欲しい。

【評価方法】

毎回の講義のレポートで決定する。従って、出席していなければ単位は取得できない。

【テキスト】

講義でプリントを配布する。

【参考文献】

講義の中で必要に応じて各講師が紹介する。

行政法 I

担当教員 前津 榮健

対象学年 2年

単位区分 必

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

本講義では、初めに、行政法の基本原則、行政のしくみ（行政組織）を学び、次に、行政の活動形式（行政手続、行政立法、行政行為、行政上の強制措置、行政指導等）を学ぶことによって理解を深めたい。行政法がいかに日常生活と係わり身近なものであるかを知るため、判例や沖縄県内の事例を取り上げ講義を進めたい。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス	17	行政行為の種類、附款
2	行政法とは何か	18	行政裁量
3	行政法の法源	19	行政行為の瑕疵
4	法律による行政の原理 1	20	行政行為の取消と撤回
5	法律による行政の原理 2	21	行政行為のまとめ
6	行政上の法律関係	22	試験
7	行政主体と行政機関	23	行政上の強制措置
8	国の行政組織 1	24	行政罰
9	国の行政組織 2	25	行政指導 1
10	地方自治の意義	26	行政指導 2
11	地方公共団体の種類と行政組織	27	行政手続 1
12	地方公共団体の事務	28	行政手続 2
13	試験	29	情報公開法
14	行政立法	30	個人情報保護法
15	行政計画	31	試験
16	行政行為の意義と特色		

【履修上の注意事項】

六法を携帯すること。登録調整期間中に必ず出席すること。

【評価方法】

- (1) 評価は、2～3回の試験に基づき行う。追再試なし。
- (2) 例題について質疑あり。

【テキスト】

三好充・仲地博・前津榮健・小橋昇・木村恒隆・藤巻秀夫『ベーシック行政法』（法律文化社）

【参考文献】

- (1) 原田尚彦『行政法要論』（学陽書房）
- (2) 塩野・小早川編『行政判例百選 I・II』（有斐閣）

行政法Ⅱ

担当教員 前津 榮健

対象学年 3年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

本講義では、行政法Ⅰで学習した行政法の基本原理や行政作用に関する知識を踏まえ、行政権による権利・利益の侵害に対する救済手段を考察する。つまり、行政による被害はどのようにして償われ、また国民が行政を相手に争う方法には、どのようなものがあり、またどのような問題を抱えているのかについて、具体例を通して考察していきたい。国家補償法、行政争訟法、行政苦情処理等について学ぶことを目的とする。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス	17	行政不服申立の種類
2	現代行政と行政統制	18	教示制度
3	行政救済法の意義	19	行政不服申立の提起・審理
4	国家賠償法（1）	20	行政事件訴訟の意義と系譜
5	同上（2）	21	行政事件訴訟と司法審査の限界
6	同上（3）	22	行政事件訴訟の類型
7	同上（4）	23	抗告訴訟の類型
8	事例問題を考える	24	訴訟要件（1）
9	損失補償（1）	25	同上（2）
10	同上（2）	26	取消訴訟の審理と終結
11	同上（3）	27	事例問題を考える
12	結果責任に基づく損害賠償	28	苦情処理制度
13	事例問題を考える	29	オンブズマン制度
14	試験	30	試験
15	行政争訟法の意義	31	
16	行政不服申立の意義		

【履修上の注意事項】

六法を携帯すること。登録調整期間中に必ず出席すること。

【評価方法】

- (1) 評価は、2～3回の試験に基づき行う。追再試なし。
- (2) 例題について質疑あり。

【テキスト】

三好充・仲地博・藤巻秀夫・小橋昇・前津榮健・木村恒夫『ベーシック行政法』（法律文化社）

【参考文献】

- (1) 原田尚彦『行政法要論』（学陽書房）
- (2) 塩野・小早川編『行政判例百選Ⅱ』（有斐閣）

行政法Ⅲ

担当教員 一仲地 彩子

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

憲法の統治機構に関する分野を扱う。国会、内閣、裁判所の存在は知っていても、これらの機構がどのような役割を果たしているのかは抽象的で理解しにくい。本講義では、統治機構が人権擁護にどのような役割を果たしているのかという点から講義を行う。選挙、財政、天皇制等、新聞やテレビ等で取り上げられる統治に関する問題についても解説を行う。履修後には、これらについて、学生が自分で法的に説明できる能力を身につけることを目標とする。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容
1	憲法史：なぜ憲法は「近代」と共に語られるのか
2	天皇制：「象徴」である天皇の権限とは
3	平和主義：自衛戦争容認説と否定説の対立が生まれるのはなぜか
4	統治の基本原則：権力分立・法の支配・国民主権とは
5	国会1：国会の権限とは何か。国会は国民のために何をしているのか
6	国会2：議院の権限とは何か。議員の特権とは何か
7	中間試験＋選挙制度に関する近年の議論
8	内閣1：議院内閣制とは
9	内閣2：内閣が行政を行う仕組み
10	裁判所1：裁判所の地位と権能
11	裁判所2：司法権とは何か
12	憲法訴訟1：憲法訴訟はどのようなときに提起できるか
13	憲法訴訟2：憲法判断の方法（違憲審査基準）とその効果
14	地方自治：地方公共団体の権能とは
15	財政・国法の諸形式
16	

【履修上の注意事項】

憲法Ⅰの理解を前提とするが、本講義理解に必要なとされる知識は授業中に適宜補うため、憲法を苦手とする者も心配せずに参加してほしい。資格試験（公務員試験や行政書士等）の問題演習・解説を適宜行う。

【評価方法】

中間テスト、期末テスト、出席状況を総合考慮して行う。発言等、授業への積極的参加態度は加点事由とする。

【テキスト】

安西文雄・巻美矢紀・宍戸常寿『憲法学読本』（有斐閣）

【参考文献】

渋谷秀樹・赤坂正浩『憲法 2 統治〔第4版〕』（有斐閣アルマ）
 芦部信喜『憲法〔第5版〕』（岩波書店）

刑事政策 I

担当教員 小西 由浩

対象学年 2年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

刑事政策 I では、犯罪学的な諸理論から犯罪という現象を概観する。ここでは「犯罪」への種々のアプローチを通して、私たちの社会が犯罪をどのように捉えてきたか、そして私たちは犯罪をいかに認識しているかということのを再考するのが狙いである。また、そのことによって、私たちの社会のありようを改めて意識することのきっかけになればと考えている。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容
1	近代法における犯罪者の像
2	犯罪人類学の登場と刑法学
3	個人の病としての犯罪
4	社会病理としての犯罪；アノミー理論
5	都市問題としての犯罪；社会解体論
6	文化としての犯罪；非行副次文化理論
7	社会構造と犯罪 1；アノミーとアメリカ社会
8	社会構造と犯罪 2；社会改良主義と犯罪理論
9	レッテルとしての犯罪；ラベリング理論
10	犯罪原因論の衰退と犯罪学の展開
11	合理的行動としての犯罪；犯罪機会論
12	現代的犯罪予防論
13	新たなリスクとしての犯罪；犯罪不安と刑事政策
14	まとめ 1；私たちの犯罪に対する認識
15	まとめ 2；私たちの認識の社会的基盤
16	テスト

【履修上の注意事項】

通常の講義形式であるが、学生との対話を重視したい。そのため、積極的に発言を行える学生を歓迎したい。

【評価方法】

テスト結果および受講時の態度による。

【テキスト】

特に指定しない。

【参考文献】

必要に応じて紹介する。

刑事政策Ⅱ

担当教員 小西 由浩

対象学年 2年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

この講義では、我が国の刑事制裁の諸制度を主として、犯罪および犯罪者への対策を扱う。刑罰制度のありかたやその変化を概観することで、私たちの社会が犯罪というものをどのように考えているのかを照らし出し、さらに、そのような考え方を支える社会的な文脈を考察する。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容
1	我が国の犯罪情勢
2	死刑問題
3	自由刑；歴史的考察
4	自由刑；現代的展開
5	財産的制裁
6	社会内処遇と更生保護
7	少年法の基本構造
8	少年の保護処分
9	触法精神障害者と保安処分論
10	犯罪被害者；被害者学と被害者化
11	犯罪被害者；被害者支援の諸対策
12	国際化社会と刑事法
13	高齢社会における刑事政策
14	刑事政策の新動向1
15	刑事政策の新動向2
16	テスト

【履修上の注意事項】

受講生との質疑応答を可能な限り行いたい。積極的な発言を望みたい。

【評価方法】

テストの結果と受講時の態度による。

【テキスト】

特に指定しない。

【参考文献】

必要に応じて紹介する。

刑事訴訟法

担当教員 中野 正剛

対象学年 3年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

講義では法学部生の常識と呼べる程度に、刑事手続の流れおよび概念をおもに判例に則して理解させる。刑事訴訟では正確な犯罪事実の認定が重要である。証拠法(則)と呼ばれる、裁判所が事実認定に活用してよい証拠とは何かそのルールを定めた観念の正確な理解がとりわけ重要である。この証拠法のルーツを辿ってゆくと欧米で現在も行われている陪審裁判の土壌の仲から生み出されてきたものが多い。講義ではそうした刑事訴訟を支配する重要な概念がどのような経緯で生まれてきたのかにも十分な注意を払いながらわかりやすく講義を進めたい。

【授業の展開計画】

《刑事手続の流れと理念》を学ぶ。ゆえに、

(1) 刑事訴訟法の理念 (2) 捜査・起訴 (3) 公判審理 (4) 裁判・上訴 (5) 刑事訴訟の担い手を主な内容とする。2009年最高裁判決で那須弘平判事は、《えん罪で国民を処罰するのは国による人権侵害であり、これを防止するのが刑事裁判での最重要課題の1つである。刑事裁判の諸原則もえん罪防止にある》と述べた。訴訟法の目的は刑法など実体法を事実当てはめ適正な結論を引き出して秩序を回復することに求められるが、殊に刑事ではえん罪の防止が大きな課題になる。今年度は、証拠法に当たる13、15～17を前倒しして講義の初期に述べる。

そこで、1 裁判とはどのようなものか

3 刑事裁判の基本原則

5 国家訴追主義・起訴独占主義

7 捜査と裁判

9 捜査機関

1 1 任意捜査の原則—強制捜査法定主義

1 3 違法収集証拠の排除法則

1 5 証拠と事実認定

1 7 事実認定における証拠の扱い

1 9 判決

2 1 誤判の救済制度

2 3 公判手続き以外の手続き

2 5 裁判官と裁判所

2 7 検察官と検察庁

2 9 弁護士と弁護士会

2 真実追究と人権保障の相克

4 捜査と令状主義

6 公判手続きと当事者主義

8 刑事手続きと捜査の役割

1 0 捜査の流れ

1 2 捜査の適正化のための方法

1 4 公判手続き

1 6 証拠の種類

1 8 迅速な裁判の実現

2 0 誤判とその救済

2 2 再審

2 4 被害者参加人制度

2 6 司法権の独立

2 8 検察官同一体の原則

3 0 弁護士の地位

【履修上の注意事項】

実際に刑事裁判に携わっている判事、検事、弁護士等に教室で話をさせていただいたり、受講生等とともに裁判所にいき、現実の裁判を傍聴することを考えている。

受講生等は、刑事裁判や司法制度改革に関する日々のニュース報道にアンテナを張っておくこと。

【評価方法】

地方裁判所での刑事裁判の傍聴(検事の起訴状朗読から判決まで)をし、その内容をまとめたレポートを夏期休暇明けまでに提出した人には成績評価でかなり優遇(提出は任意)。刑事手続を理解する近道は裁判傍聴に尽きることがその理由。評価は、「試験(講義への出席者を優遇したいので出題範囲は講義であつた範囲内だけに限定)」と「出欠状況」などで評価。裁判傍聴レポートを提出した人には、評価点を加算する方向でだけ考慮。

【テキスト】

開講の際に指定する。そのほか、最新の六法、ノート必携。

【参考文献】

刑法各論

担当教員 中野 正剛

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

法律学科と共通

【授業の展開計画】

法律学科と共通

【履修上の注意事項】

必ず、指示された教科書と最新の六法、ノート持参。

受講に際し、心身にハンデのある学生は中野までそれとなく伝えてください。成績評価も含め、できる限り配慮に努めます。

【評価方法】

試験による。出席調査をかねて小テストを少し。評価は厳しく、公平にかつ厳格に行う。

【テキスト】

小西由浩『テキスト刑法各論』青林書院・中野正剛『刑法総論講義案』成文堂

【参考文献】

刑法総論

担当教員 小西 由浩

対象学年 2年

単位区分 必

準備事項

備考 地域行政学科対象

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

現実の世の中では「犯罪」という抽象的な(あるいは観念的な)ものは起こらない。犯罪とは、現実には生じた「出来事」に法的な加工を施した結果である。この講義では、この加工のプロセスすなわち刑法という法律特有の考え方・物事の切り取り方を体感してもらいたい。刑法総論という科目はとりわけ抽象度のたかいものであるが、法律学的な思考・論理の組み立てを身につける入り口となれば幸いである。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	はじめに；これから学ぶ事	17	責任Ⅰ；刑事責任とは
2	犯罪はどう扱われるのかⅠ；刑事裁判手続き	18	責任Ⅱ；責任の要素①故意
3	犯罪はどう扱われるのかⅡ；少年事件手続き	19	責任Ⅲ；責任の要素②過失
4	刑事裁判の新動向；裁判員と被害者の参加	20	責任Ⅳ；責任能力
5	日本の刑罰制度	21	責任Ⅴ；故意と錯誤
6	刑法学の基礎Ⅰ；犯罪と刑罰の関係性	22	責任Ⅵ；責任阻却事由
7	刑法学の基礎Ⅱ；罪刑法定主義	23	未遂犯Ⅰ；未遂の処罰根拠
8	刑法学の基礎Ⅲ；刑法の国際化と場所的効力	24	未遂犯Ⅱ；不能犯
9	犯罪が成立するための三要件	25	共犯Ⅰ；共犯の形態と従属性
10	構成要件Ⅰ；構成要件該当性とは	26	共犯Ⅱ；共同正犯
11	構成要件Ⅱ；作為と不作為	27	共犯Ⅲ；共犯の諸問題
12	構成要件Ⅲ；因果関係	28	罪数論
13	違法性Ⅰ；違法であるとは	29	刑法を巡る諸問題Ⅰ；刑事立法の活性化
14	違法性Ⅱ；違法性阻却事由①正当防衛など	30	刑法を巡る諸問題Ⅱ；犯罪の国際化と刑事法
15	違法性Ⅲ；違法性阻却事由②安楽死など	31	テスト
16	中間テスト		

【履修上の注意事項】

わからないときは「わからない」という反応を、疑問に思ったときは「すぐに聞く」ことを心掛けよう。

【評価方法】

二回の試験結果による。

【テキスト】

開講のときに指定する。

【参考文献】

特に指定しない。『判例百選』などの判例集は有用である。

憲法

担当教員 西山 千絵

対象学年 1年

単位区分 必

準備事項

備考

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

日本国憲法は、国の統治構造と国民に保障する各種の自由について定める日本国の基本法です。本講義では、この憲法に関する主要な論点を取り上げ、条文の趣旨、裁判例や学説の展開を確認しながら全体を概観する予定です。指定した教科書に沿って、講義形式で授業を進めていきますが、[1] 選挙制度、国政・地方政治、行政・地方行政の枠組、公務員制度、裁判制度、選挙制度、財政といった統治機構の概要を学び、各機関での権限の分担について理解する、[2] 憲法上の権利保障のあり方を学び、権利行使に対する制約の可否について検討する、この2つを具体的な到達目標とします。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	はじめに（国家・憲法）	17	統治の基本原則
2	日本憲法略史	18	選挙
3	日本国憲法の基本概要	19	国会の地位と権能
4	個人権保障の法的効果	20	国会の構成と活動
5	個人としての尊重・法の下での平等	21	内閣の地位と権能
6	精神的自由権①（思想良心の自由）	22	議院内閣制
7	精神的自由権②（信教の自由）	23	裁判所①
8	精神的自由権③（表現の自由）	24	裁判所②
9	精神的自由権④（表現の自由）	25	合憲性審査制①
10	経済的自由権	26	合憲性審査制②
11	プライバシーの保障	27	財政
12	人身の自由	28	地方自治①
13	国務請求権	29	地方自治②
14	社会国家的請求権①	30	政党
15	社会国家的請求権②	31	学期末試験
16	参政権・基本的義務		

【履修上の注意事項】

法学部生にとって、社会の病理や人間相互の諍いを冷静に直視する態度は大切であると思います。「住みやすい世界」を追求するために、まず私たちはリーガルマインドを原点として、現実の「住みにくさ」とその背景とに向き合わなければなりません。とくに憲法の学習に際しては、人間の複雑さにより関心をもって臨んでください。

【評価方法】

成績評価は原則として、出席状況（10%）・学期末試験の結果（90%）に基づいて決定します。

【テキスト】

- 小嶋和司＝大石眞『憲法概観[第7版]』（有斐閣、2011年）
- 各自の使いやすい六法

【参考文献】

- 辻村みよ子『憲法〔第4版〕』（日本評論社、2012年）
- 辻村みよ子＝佐々木弘通＝山元一編『憲法基本判例』（尚学社、2013年）
- 金子宏＝新堂幸司＝平井宜雄編『法律学小辞典〔第4版補訂版〕』（有斐閣、2008年）

現代社会と犯罪 I

担当教員 小西 由浩

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

この講義では、犯罪対策・立法における近年の動向を踏まえつつ、それらを支える社会的文脈を考察することに力を置きたい。つまり、犯罪や刑罰の問題を一つの窓口にして、私たちはどのような社会に生きているのかを考えるような講義を目指している。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容
1	はじめに；講義のねらい
2	刑事裁判の変貌 1；裁判員裁判
3	刑事裁判の変貌 2；犯罪被害者の参加
4	司法と福祉 1；触法少年の処遇
5	司法と福祉 2；触法精神障害者の処遇
6	親密圏における犯罪化；ストーカー・DV・児童虐待
7	交通犯罪における厳罰化
8	薬物犯罪
9	組織犯罪
10	国際社会と犯罪；国際刑法
11	日米地位協定における刑事裁判権
12	日本社会における「治安の悪化」と犯罪不安
13	犯罪予防論；安心・安全なまちづくり
14	犯罪情勢と犯罪統計
15	講義のまとめ
16	テスト

【履修上の注意事項】

通常の講義形式ではあるが、可能な限り受講生の発言を求めたい。

【評価方法】

期末試験の結果による

【テキスト】

特に指定しない。

【参考文献】

必要に応じて紹介する。

現代社会と犯罪Ⅱ

担当教員 中野 正剛

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

少年法の理解をめざします。裁判員裁判の対象には皆さんと年齢の近い少年も被告人となることを排除していません。しかし、近年、少年に死刑宣告がなされる傾向に歯止めが見られなくなっています。少年法の専門家の間ではこれは異常な状態と映っています。なぜ『異常』なのか、それを少年法を支える『保護主義』の理念、さらには国際準則の立場、さらには一般人権と違う『子ども固有の人権』という視座から講述します。これまで、全国の少年院を回って特集記事を書いた新聞記者を招いて講話をしていただいたり、県内の少年院、少年鑑別所を実際に訪問して処遇の実情に関する説明を受けてきた。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容
1	なぜ同じ犯罪を犯しても、少年の場合には直ちに刑の執行がなされないのか（保護主義）
2	現行少年法の特徴
3	子どもの人権と人としての人権という2つの人権
4	少年法の理念と基本構造－保護主義と保護手続
5	手続の概要
6	発見過程とその問題点
7	家庭裁判所の受理
8	調査過程
9	審判過程（1）
10	審判過程（2）
11	少年の刑事事件（1）
12	少年の刑事事件（2）
13	少年法改正論議
14	少年司法と国際準則
15	世界諸国の少年法制
16	試験

【履修上の注意事項】

社会人講師を招いて、少年院での非行のある少年への支援がどのように行われているかその実情についても理解を深めたい。また履修者数にもよりますが、県内の家庭裁判所、少年鑑別所、少年院、保護施設などを巡り、現場で今何が問題になっているか、実務家の意見を聞きながら講義を進めたい。＊講義受講の上で心身にハンデのある受講生は担当までそれとなく伝えてください。できるかぎり成績評価も含め配慮につとめます。

【評価方法】

試験や日ごろの受講態度などを総合勘案して評価をする。

【テキスト】

劇画『勝利の朝』（小学館）【厚生会館1階の朝野書店で扱い中】をテキストに指定する。そのほか犯罪白書などの資料をコピーの上提供する。

【参考文献】

澤登俊雄『少年法入門』有斐閣 伊坂幸太郎『チルドレン』講談社文庫 家庭問題情報センター『家裁に来た人びと』日本評論社 生島浩『悩みを抱えられない少年たち』日本評論社 『少年事件重要判決50選』立花書房

公共事業論

担当教員 平 剛

対象学年 3年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

本講義は、第2次大戦後、わが国で展開された公共事業についての包括的な理解を目指す。最初に、公共事業の概要および事業展開を概観し、果たした役割を検討する。次に、各時代においてそこで意図された政策の目的を検証する。さらに、公共事業の経済効果等に関する種々の研究の蓄積を踏まえ、そこで提起されている課題、および改善へ向けての取り組み等を紹介し、その有効性について議論する。

【授業の展開計画】

1. ガイダンス
2. 公共事業の概要
3. 公共事業の定義
4. 公共事業の財源①
5. 公共事業の財源②
6. 事業別、主体別、経費負担別分析①
7. 事業別、主体別、経費負担別分析②
8. 公共事業の機能と問題点
9. 公共事業の政策目的の変遷（50～60年代前半、60年代後半～70年代前半）
10. 公共事業の政策目的の変遷（70年代後半～80年代前半）
11. 公共事業の政策目的の変遷（80年代後半～90年代初頭）
12. 公共事業の政策目的の変遷（90年代初頭～現在）
13. 乗数効果の理論
14. 乗数効果低下の要因
15. 公共事業依存体質の問題点
16. 社会資本の生産力効果
17. 財政赤字の蓄積
18. 公共事業の地域間配分①
19. 公共事業の地域間配分②
20. 受益者負担原則の説明
21. トラベルコスト法、ヘドニック法、仮想市場法
22. 第三セクター方式の問題点
23. PFIによる社会資本整備①
24. PFIによる社会資本整備②
25. 補助金政策の見直し
26. 入札制度の改革①
27. 入札制度の改革②
28. 公共投資の費用便益分析
29. 今後の公共事業のあり方
30. まとめ

【履修上の注意事項】

地方財政論を履修していることが望ましい。

【評価方法】

定期試験の結果により評価します。

【テキスト】

特に指定しません。レジュメ他必要な資料等は都度配布します。

【参考文献】

奥野信宏・焼田党・八木匡編著、『社会資本と経済発展』、名古屋大学出版会、1994年。吉野直行・中島隆信編、『公共投資の経済効果』、日本評論社、1999年。

公務員法

担当教員 朝崎 かたる

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

地方公務員制度の基本事項を中心に、改革が予想される技術的事項についても論ずる。講義は、地方公務員法を中心にすすめるが、適宜、国家公務員法制についても言及する。なお、学生が公務員について理解を深め、その志望動機を確認することに資することも目的とする。

【授業の展開計画】

- 第1講 地方公務員の意義と種類（一般職・特別職）
- 第2講 任命権者、人事委員会・公平委員会
- 第3講 平等取扱いの原則、任用（特別な任用：兼職、充て職、事務従事・補助執行、出向）
- 第4講 欠格条項、条件附採用・臨時的任用、派遣・離職
- 第5講 給与
- 第6講 勤務時間
- 第7講 分限処分
- 第8講 懲戒処分
- 第9講 定年制、失職
- 第10講 服務の根本基準 職務遂行の義務（法令及び職務上の命令に従う義務、職務専念義務、争議行為等の禁止）
- 第11講 信用保持の義務（信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、営利企業等の従事制限）
政治的中立性の確保（政治的行為の制限）
- 第12講 信用保持の義務（信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、営利企業等の従事制限）
政治的中立性の確保（政治的行為の制限）
- 第13講 勤務条件に関する措置の要求、不利益処分に対する不服申立て
- 第14講 職員の団結権、団体交渉
- 第15講 教育公務員の特例、企業職員・単純労務職員・警察職員・消防職員の特例
※具体的には、初回の講義で提供する授業計画による。

【履修上の注意事項】

六法を携帯すること。
※六法を持たずに受講することは認めない。

【評価方法】

- ・試験 1回あり
- ・追再試験なし
- ・出席状況、試験の結果、受講時の態度などを総合的に判断する。

【テキスト】

- ・テキストは、初回に指定する。
- ・テキストのほかに、レジュメ及び資料を提供する。

【参考文献】

- ・橋本 勇著『新版 逐条地方公務員法』（学陽書房）
- ・地方公務員制度研究会『季刊 地方公務員研究』

公務研究 I

担当教員 照屋 寛之、前津 榮健、佐藤 学、上江洲 純子

対象学年 2年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

各種公務員試験受験予定者に向けたガイダンス講座。公務員を目指す上で必要な心構え、受験に向けた準備体制の確立方法や必要な基礎知識の習得を目指す。

【授業の展開計画】

担当者はそれぞれ3回程度講義を受け持つ予定。講義内容は各担当者が決定するが、概要は概ね以下のとおりである。

【担 当】	【担当者】	【内 容】
第1回		ガイダンス
第2回～第5回	佐藤 学	公務員を目指すみなさんへ
第6回～第9回	照屋 寛之	行政学と公務員
第10回～第12回	上江洲純子	公務員試験の心構えと準備態勢
第13回～第15回	前津 榮健	行政と法

【履修上の注意事項】

同じ目標を持つ者が集まり一緒に学ぶことで、互いに刺激しあいながら、長丁場となる受験生活を乗り切る術を身に付けること。受験生であるということを受講者が常に意識すること。

【評価方法】

評価方法については、講義の中で決定し発表する。

【テキスト】

テキスト、参考文献及び資料などは、各担当者が講義時に紹介及び配布する。

【参考文献】

公務研究Ⅱ

担当教員 小渡 圭子

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

厳しい就職状況のなか公務員試験はとても人気のある就職試験です。しかし、それだけに倍率も高く難易度もあがってきています。現役・早期合格を狙うために何よりも大切なことは、絶対に公務員になる!という強い気持ちをもつことです。かといって、ただやみくもに過去問を解くというようなことをしても限られた時間内で十分な成果は到底期待できません。一日でも早く本格的準備を開始するためには、まず勉強のやり方を確立する必要があります。本講座では、主要法律科目について、公務員試験の傾向にあわせた具体的なポイントを解説し理解を深めるとともに、問題演習を通じて実践力を養い、あわせて実力を伸ばすコツをつかむことを目指します。

【授業の展開計画】

まず、全体構造や基本概念をしっかりと確認し大きく全体をつかむ。他学部の学生でも問題ない。しかし、授業の時間のみで合格レベルの実力をつけるのは時間的に難しい。従って、個々の知識の習得というよりも、実践にむけての堅固な基礎固めとしてほしい。また、憲法、行政法、民法が現実の世の中でどのように関連づけられて使われているのかななどを、なるべく具体的に考察することで、法律を学ぶ楽しさを知る。

週	授 業 の 内 容
1	イントロダクション 公務員試験の全体像と対策等
2	憲法 1
3	憲法 2
4	憲法 3
5	憲法 4
6	行政法 1
7	行政法 2
8	行政法 3
9	行政法 4
10	民法 1
11	民法 2
12	民法 3
13	民法 4
14	民法 5
15	まとめ 16回目にテストを行います。
16	

【履修上の注意事項】

まだ公務員が職業の選択肢の一つである学生は、まずは公務員試験の内容を体験してみましょう。また、少し勉強を始めたがやり方などに迷いがある学生は、実践問題を解きながら勉強のやり方を学びましょう。こうやればいいのかとわかればぐっと伸びます。迷いは一緒に解決しましょう。また、絶対に来年合格するぞ!と考える学生は、授業内容を毎回きちんと復習し、関連事項を演習し、疑問点をどんどん質問しましょう。以上のように、本講座を自分のレベルに合わせて受講することにより、早期にしかも確実に最終合格を狙いましょう!!

【評価方法】

授業への参加姿勢と試験で総合的に評価します。

【テキスト】

適宜印刷物を配布します。

【参考文献】

適宜紹介します。

国際私法

担当教員 熊谷 久世

対象学年 3年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

国際化の進展に伴って、国境を越えた法律問題が多発している。しかし、地球上には国境で仕切られた200以上の国があり、それぞれの法律の内容は異なっている。法統一は限られた分野でしかできていないため、一般にはいずれの国の法律を適用するかを定める国際私法ルールによって法秩序に安定を与えるという方法が採用されている。国際的な結婚・離婚などそれぞれの「単位法律関係」について、当事者の国籍・常居所などを「連結点」として「準拠法」を定めるのである。本講では、こうした準拠法の決定適用プロセスについて講義する。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス（講義の進め方）	17	自然人－権利能力・行為能力
2	緒論 国際私法と国際民事手続法	18	氏名について
3	国際私法の意義	19	法人－従属法
4	国際私法と統一法	20	法律行為－当事者自治の原則
5	国際私法による問題解決の実際	21	法定債権
6	国際民事手続法	22	国際婚姻の成立
7	総論 国際私法の構造	23	国際婚姻の効力
8	単位法律関係と	24	夫婦財産制
9	連結点の確定	25	国際離婚
10	日本の国籍法	26	国際親子－実親子関係
11	連結点としての国籍および住所、常居所	27	国際親子－養親子関係
12	準拠法の特定制－反致	28	物権その他の財産権－知的財産権
13	不統一法・未承認国法の指定	29	国際相続
14	準拠法の適用－国際私法上の公序	30	総括
15	小括	31	期末試験
16	各論 総説		

【履修上の注意事項】

国際私法は国内法である。『六法』を必ず持参すること。国際法の条約集は不要。国際私法は、従来の『法例』から、平成19年1月1日より『法の適用に関する通則法』として施行されている。

【評価方法】

前・後期末の試験およびレポートを課した場合はそれらを含めた総合評価とする。

【テキスト】

「国際私法入門（第7版）」沢木敬郎・道垣内正人（有斐閣双書）又は「国際私法（第3版）」神前禎・早川吉尚・元永和彦（有斐閣アルマ）を推奨する。併せて適宜レジュメを配布する。

【参考文献】

(1)「国際私法判例百選（第2版）」桜田嘉章・道垣内正人編 (2)「国際私法概論（第5版）」木棚照一・松岡博・渡邊惺之 (3)「国際私法（第6版）」桜田嘉章 (4)「国際私法講義（第3版）」溜池良夫 (5)「国際関係私法入門（第3版）」松岡博（上記すべて有斐閣）

国際政治学

担当教員 野添 文彬

対象学年 2年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

グローバル化が進展する今日、私たちの生活は国際社会の動向と密接に関係している。そして、現在の国際社会を深く理解する上で、国際政治の歴史と理論とともに学ぶことが有益である。そのため本講義では、国際政治の歴史を概観するとともに、国際政治学上の基本的な分析枠組みを紹介する。歴史面では、20世紀以降の国際政治の展開を重視し、映像資料も用いたいと考えている。理論面では、国際政治について多様な見方があり、国際的な諸問題について様々な解決策がありうることを理解してもらえればと思っている。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	イントロダクション	17	デタントの進展
2	ウェストファリア体制の成立	18	デタントの崩壊と新冷戦
3	ナポレオン戦争とウィーン体制の成立	19	新冷戦から冷戦の終結へ
4	バックス・ブリタニカとビスマルク外交	20	冷戦後の国際秩序の模索
5	帝国主義の時代と新興国の台頭	21	9・11テロ後の世界
6	第一次世界大戦の勃発	22	国際政治学の分析枠組み
7	ベルサイユ体制の成立	23	リアリズムによる国際政治の見方①
8	ベルサイユ体制の崩壊	24	リアリズムによる国際政治の見方②
9	第二次世界大戦の勃発	25	リベラリズムによる国際政治の見方①
10	第二次世界大戦の終結とヤルタ体制	26	リベラリズムによる国際政治の見方②
11	冷戦の開始—トルマン・ドクトリンとマーシャル・プラン	27	従属論・帝国論による国際政治の見方
12	東アジアへの冷戦の波及	28	規範・文化に基づく国際政治の見方
13	アイゼンハワー政権のニュールック戦略	29	現代国際社会の課題
14	冷戦のグローバル化	30	まとめ
15	キューバ・ミサイル危機とその教訓	31	
16	ベトナム戦争		

【履修上の注意事項】

講義中の私語を厳しく禁じる。

【評価方法】

定期試験の結果（70％）と出席状況（30％）を中心に、レポートの提出や発言を加味して評価する。

【テキスト】

村田晃嗣ほか『国際政治学をつかむ』有斐閣、2009年

【参考文献】

ジョセフ・ナイ、デイヴィッド・ウェルチ『国際紛争 原初第8版』有斐閣、2011年

国際法 I

担当教員 比屋定 泰治

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

今日の私たちの生活は、国際社会とのつながりを前提として成り立っており、国際社会の法的ルールである国際法は、私たちが安定した日常生活を送るために必要なものである。

本講義では、国際法の歴史、法的性格、条約法や法主体などの基本的な部分から解説し、次に、国際法の中心となる主体である国家について解説する。

講義の際には、国際法に関する新しい事例等を可能な限り提示することで、理解の促進を図る。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス／受講受付	17	国際法の主体③国際機構
2	イントロ(国際法はどのような法か)	18	国際法の主体④私人
3	国際法の歴史	19	国家の成立・国家承認
4	国際法の法的性格	20	自決権
5	国内法との関係	21	国家承継
6	国際法の成立形式①慣習法	22	国家の機関①政府、国家元首
7	国際法の成立形式②条約	23	国家の機関②外交使節
8	その他の成立形式	24	国家の機関③領事使節
9	条約法とは	25	国家主権
10	条約の成立	26	国家管轄権
11	条約の留保	27	国家免除
12	条約の解釈・適用	28	平等権
13	条約の無効・終了	29	不干渉義務、普遍的義務
14	まとめ①(1章～3章)	30	まとめ②(4章～7章)
15	国際法の主体①国家	31	テスト
16	国際法の主体②人民		

【履修上の注意事項】

国際法の講義では「国内法との比較」にもとづいて内容を理解する部分が多いので、法学部の基礎的な法律科目を履修してから、その後に国際法を受講することが望ましい。

【評価方法】

学期末等を実施する試験によって評価する。

【テキスト】

松井芳郎ほか『国際法〔第5版〕』（有斐閣、2007年） ←※注意！ 変更の可能性あり

【参考文献】

講義の際に適宜紹介する。

国際法Ⅱ

担当教員 比屋定 泰治

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

本講義では、国際法Ⅰで学ぶ国際法の考え方、基本的な概念をベースにして、国際社会の空間秩序について勉強する。

また、国際法Ⅰと同様に、国際法に関する最新の事例等を、具体的素材として可能なかぎり提示しながら講義を進めていく。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス
2	イントロ（国際法の空間秩序）
3	領域主権
4	領域の得喪
5	国際河川
6	国際運河
7	南極
8	海洋の法秩序
9	航行利用の制度
10	海洋資源開発の制度
11	海洋汚染の防止
12	日本と海洋法
13	空の国際法
14	国際航空法
15	宇宙法
16	まとめ

【履修上の注意事項】

国際法Ⅰを履修してからⅡを受講することを、強く勧めます。

【評価方法】

学期末等の試験によって評価する。

【テキスト】

松井芳郎ほか『国際法[第5版]』（有斐閣、2007年）

【参考文献】

適当なものがあれば、講義の際に紹介する。

国際法Ⅲ

担当教員 比屋定 泰治

対象学年 3年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2

【授業のねらい】

国際法Ⅰで学んだ国際法の基本的な考え方をベースにして、平和と秩序維持のための国際法について勉強していく。具体的には、国家責任の成立・追及、国際紛争の処理のあり方、戦争の違法化と安全保障、武力紛争の犠牲者の保護、中立制度を勉強する。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容
1	導入講義（平和・秩序維持の分野における国際法）
2	国際違法行為の成立・効果
3	国際請求、対抗措置
4	紛争の平和的処理とは
5	紛争処理の手段①（交渉、周旋、仲介）
6	紛争処理の手段②（審査、調停、仲裁）
7	紛争の司法的解決
8	紛争の政治的処理、国際裁判と日本
9	戦争・武力行使の違法化
10	集団安全保障
11	自衛権
12	平和維持活動、軍縮・軍備管理
13	戦闘の手段・方法の規制
14	武力紛争犠牲者の保護、履行確保
15	中立法
16	テスト

【履修上の注意事項】

国際法Ⅰを履修してからの受講が強く望まれる。

【評価方法】

学期末の試験によって評価する。

【テキスト】

松井芳郎ほか『国際法[第5版]』（有斐閣Sシリーズ、2007年）

【参考文献】

適当なものがあれば、講義の際に適宜紹介する。

国際法Ⅳ

担当教員 比屋定 泰治

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

国際法Ⅰで学んだ国際法の基本的な考え方をベースにして、平和と秩序維持のための国際法について勉強していきます。具体的には、国家責任の成立・追及、国際紛争の処理の進め方、戦争の違法化と安全保障、武力紛争の犠牲者の保護、中立制度を勉強します。内容については、適宜順序を入れ替えることがあります。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容
1	導入講義（平和・秩序維持の分野における国際法）
2	国際違法行為の成立・効果
3	国際請求、対抗措置
4	紛争の平和的処理とは
5	紛争処理の手段①（交渉、周旋、仲介）
6	紛争処理の手段②（審査、調停、仲裁）
7	紛争の司法的解決
8	紛争の政治的処理、国際裁判と日本
9	戦争・武力行使の違法化
10	集団安全保障
11	自衛権
12	平和維持活動、軍縮・軍備管理
13	戦闘の手段・方法の規制
14	武力紛争犠牲者の保護、履行確保
15	中立法
16	テスト

【履修上の注意事項】

国際法Ⅰを履修してからの受講を強く勧めます。

【評価方法】

学期末の試験などによって評価する。

【テキスト】

松井芳郎ほか『国際法[第5版]』（有斐閣Sシリーズ、2007年）

【参考文献】

適当なものがあれば、講義の際に紹介します。

国際民事訴訟法

担当教員 熊谷 久世

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

以下すべて「法律学科」と同じ

【授業の展開計画】

【履修上の注意事項】

【評価方法】

【テキスト】

【参考文献】

債権各論

担当教員 田中 稔

対象学年 2年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2

【授業のねらい】

債権は人に対する権利であり、物の支配権である物権と並んで、重要な財産権である。本講義では、民法521条～724条を中心として、債権の発生原因となる法律関係（契約・事務管理・不当利得・不法行為）と、その法律関係に応じた債権の発生・変更・消滅の特徴を考えます。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	オリエンテーション	17	雇傭契約
2	契約の成立	18	請負契約（1） 総論
3	原始的不能論	19	請負契約（2） 各論
4	同時履行の抗弁権	20	委任契約
5	危険負担	21	寄託契約
6	第三者のためにする契約	22	組合契約
7	贈与契約	23	和解契約
8	売買契約（1） 総論	24	終身定期金契約
9	売買契約（2） 担保責任	25	事務管理
10	売買契約（3） 手付・買戻	26	不当利得（1） 総論
11	交換契約	27	不当利得（2） 類型論
12	使用貸借	28	不法行為（1） 要件
13	消費貸借	29	不法行為（2） 効果
14	貸貸借（1） 総論	30	不法行為（3） その他
15	貸貸借（2） 借地借家法	31	期末試験
16	中間試験		

【履修上の注意事項】

六法を持参すること。

【評価方法】

講義中に小テストを10回程度実施します。レポートを課する場合があります。期末試験は行いません。

【テキスト】

指定しない。

【参考文献】

熊田裕之『民法の解説 債権法』（ネットスクール）
民法判例百選II（第6版）

債権総論

担当教員 田中 稔

対象学年 2年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

債権総論は、債権の一般的性質を検討することを課題としているが、要するに、お金のやりとりを巡る利害を調整する法分野である。債権者が債務者からできる限り全額を回収する努力をするが、それがかなわない場合に、残額を債権者自身がかぶるのか、それとも、第三者に負担を押しつけることができるか、というお金に関する人間のふるまいを法律を通して見てゆきたい。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	オリエンテーション	17	不真正連帯債務－人的担保－
2	私法における債権法の位置づけ	18	債権者代位権
3	債権の法的性質－物権との対比－	19	債権者取消権
4	債権の目的－特定物債権・種類債権－	20	抵当権総論－物的担保－
5	債権の目的－利息制限法－	21	抵当権各論－物的担保－
6	弁済－債権の消滅事由－	22	債務不履行責任総論
7	弁済－債権の準占有者－	23	瑕疵担保責任
8	弁済－第三者弁済	24	不完全履行
9	弁済－提供・供託－	25	契約締結上の過失
10	弁済－弁済による代位－	26	金銭債務の不履行
11	相殺－総論－	27	損害論
12	相殺－担保的機能－	28	損害賠償の範囲
13	債権譲渡－総論－	29	損害賠償額の算定期限
14	債権譲渡－各論－	30	損害賠償とその他の救済制度
15	保証債務－人的担保－	31	
16	連帯債務－人的担保－		

【履修上の注意事項】

六法を必ず持参すること。

【評価方法】

講義中に小テストを10回程度実施します。レポートを課する場合があります。期末試験は行いません。

【テキスト】

指定しない。

【参考文献】

熊田裕之『民法の解説 債権法』（ネットスクール）
田沼柁編『民法判例解説2』（一橋出版）

社会保障法

担当教員 井村 真己

対象学年 3年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

社会保障法とは、生活保障の最終的役割を担う国家が、疾病・障害・高齢・失業・死亡など社会生活上の困難をもたらす事故をカバーし、国民が「人たるに値する生活」を確保することを任務とする法律の総称である。具体的には、年金保険、医療保険、生活扶助、社会福祉などであり、介護問題や年金問題など、現在の社会が直面している重要課題が提起されている。

本講義では、社会保障に関する法制度を中心に、わが国における社会保障政策の展開について考察する。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス	17	医療保険①（医療保障制度）
2	社会保障概説①（社会保障の目的と機能）	18	医療保険②（健康保険法）
3	社会保障概説②（社会保障の歴史）	19	医療保険③（国民健康保険法）
4	社会保障概説③（社会保障の国際的展開）	20	医療保険④（高齢者医療）
5	憲法と社会保障①（憲法25条）	21	介護保険①（介護保険の制定と目的）
6	憲法と社会保障②（社会保障受給権）	22	介護保険②（介護の認定）
7	憲法と社会保障③（手続的保障）	23	介護保険③（介護保険の財政システム）
8	社会保障の財源と運営①（社会保障の財源）	24	年金保険①（公的年金の構造）
9	社会保障の財源と運営②（社会保障の運営）	25	年金保険②（国民年金法）
10	公的扶助①（生活保護の目的）	26	年金保険③（厚生年金保険法）
11	公的扶助②（生活保護の種類と方法）	27	年金保険④（年金制度の課題）
12	公的扶助③（保護実施のプロセス）	28	労働保険①（労災保険の判断基準）
13	社会福祉①（社会福祉の意義と法制度）	29	労働保険②（雇用保険）
14	社会福祉②（児童福祉）	30	社会保障の将来的展望と課題
15	社会福祉③（障害者福祉）	31	後期末試験
16	前期末試験		

【履修上の注意事項】

最新の六法を必ず持参すること。

登録者が多数の場合は、学部・学科・学年を問わず抽選する。

【評価方法】

成績評価は、前後期末に行う試験の成績を基本とし、出席点を加味した上で行う。

また、必要に応じてレポートを課す場合がある。

【テキスト】

テキストは指定しない（レジュメを配布する）。

【参考文献】

- ・西村健一郎『社会保障法入門』（有斐閣・2010年）
- ・加藤智章・菊池馨実・倉田聡・前田雅子『社会保障法（第4版）』（有斐閣・2009年）

消費者保護法

担当教員 山下 良

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項 2010年度以降入学した学生が対象となります。2009年度以前入学の学生は登録できません。

備考

【授業のねらい】

市民と市民の関係の根本原理は自由と平等ですが、それだけでは社会を円滑に運営していくことはできません。素人の一般人が、商売のプロに言いくるめられて不要な商品を買ってしまったり、自由で平等なのだから買う方が悪い、で済ませてしまっているのでしょうか。当事者間の力関係が対等でない場合には、法律でそれを修正する必要があります。講義を通じて、消費者保護法の社会における役割を学習しましょう。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス、消費者保護法とは何か
2	様々な消費者問題の発生と消費者保護政策の推進
3	消費者契約法① 民法の限界と消費者契約法の制定
4	消費者契約法② 消費者契約法の概要
5	消費者契約法③ 契約取消権、誤認類型と困惑類型
6	消費者契約法④ 不当条項の無効、消費者団体訴訟制度
7	特定商取引法① 特定商取引法で規制される取引の概要
8	特定商取引法② 訪問販売、電話勧誘販売
9	特定商取引法③ 特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引
10	特定商取引法④ 通信販売、ネガティブ・オプション、連鎖販売取引
11	景品表示法 不当な景品類・不当表示の規制
12	割賦販売法① 消費者信用取引、割賦販売法で規制される取引の概要
13	割賦販売法② 具体的な規制内容
14	様々な消費者保護法① 金融商品取引法、金融商品販売法の概要
15	様々な消費者保護法② 製造物責任法の概要
16	期末試験

【履修上の注意事項】

最新の六法、教科書を毎回必ず持参して下さい。

【評価方法】

出席状況、期末試験によって評価します。

【テキスト】

初回講義時に指定します。

【参考文献】

必要に応じて、適宜紹介します。

商法総則・商行為法

担当教員 脇阪 明紀

対象学年 2年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

民法の特別法としての商法は、それ自体としては難解な法律分野であるといわれている。しかし、今日の経済界でおこなわれる取引およびそれと密接に関連する一般市民の利害関係や取引秩序を保護し、かつ維持・発展せしめることに多大な貢献をしているのが商法である。したがって、現代社会においては、商法の方が、原則法たる民法よりも市民生活を営む上でむしろ重要な役割を担っているといえよう。平成17年における会社法新設以来、商法典そのものは空洞化してしまっただが、会社法にも総則の部分が存在しており、なお、商法総則は、その重要性を失っていないものといえるであろう。いわゆる商法の基礎的な分野を構成するのが商法総則および商行為法

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容
1	形式的意義の商法・実質的意義の商法、民法と商法との関係
2	商人の種類、絶対的商行為（商取引には、どんなものがあるか？）
3	営業的商行為、附属的商行為
4	双方向的商行為・一方的商行為、商人資格の得喪（いつ商人になるのか、いつ商人でなくなるのか？）
5	営業能力（誰が商人になれるのか？）
6	支配人の意義およびその選任・終任、支配人の代理権（商人の営業上の代理は誰がするのか？）
7	支配人の義務、表見支配人、その他の使用人
8	代理店の意義、代理店の権利・義務
9	営業所の意義、商号の意義と選定
10	商号権の意義
11	商号権の性質と譲渡
12	名板貸、商業登記の意義と種類
13	商業登記事項と登記手続、商業登記の効力（商人の営業上の公示は、どのようにするのか？）
14	商業帳簿の意義とその作成・保存・提出業務、会計帳簿および貸借対照表
15	営業譲渡、試験
16	

【履修上の注意事項】

商法総則・商行為法の分野は、他の商法の分野（会社法、手形・小切手法、保険・海商法）の基礎をなしているところから、それらの受講を予定しておられる学生諸君については、前もって必ず本講義を受講されたい。なお、商法の分野は改正が多いので、講義の際には、必ず最新の小六法を持参されたい。

【評価方法】

前期試験の成績のみで評価する。レポート、宿題等は課さない。なお、追再試は、一切行わない。もし、試験当日に、病気等、やむをえない事情が生じた場合には、課題等を与えることで、試験に代える場合もあるので、かならず連絡をすること。

【テキスト】

近藤光男「商法総則・商行為法」（第5版補訂版）（有斐閣）

【参考文献】

大隅健一郎「商法総則」（新版）法律学・全集 27（有斐閣）

自治体経営論

担当教員 黒柳 保則

対象学年 3年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

自治体経営は、地域経営と組織経営に分けることができます。地域経営では、まず地域情報を把握して、地域資源を見出すことが肝要です。そして、住民との「協働」にて、総合計画や戦略的プロジェクトを立案し、実行のうえ評価をすることになります。また、各地で取り組まれている「まちづくり」も地域経営の柱です。組織経営は「公」の揺らぎを背景とした改革の荒波の中にあります。民間手法が取り入れられるとともに、民間資金を利用した公的施設の整備も進められているのです。実例をふんだんに紹介しながら分かりやすい講義をします。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス	17	減量経営の効果と限界
2	自治体経営とは	18	施策経営と事務事業選別
3	地域経営のあり方	19	政策経営と自治体改革
4	地域情報と地域資源	20	NPMとは何か
5	沖縄における地域情報と地域資源	21	NPMの展開
6	総合計画と戦略的プロジェクト	22	行政評価システム
7	沖縄における総合計画と戦略的プロジェクト	23	改革手法としてのPFI
8	「都市計画」から「まちづくり」へ	24	市場化テスト
9	「まちづくり」総論	25	自治体経営における事業形態の多様化
10	「まちづくり」と地域資源	26	第三セクターの現状と課題
11	「まちづくり」の仕事	27	指定管理者制度の展開
12	「まちづくり」の実践	28	NPOの生成と発展
13	沖縄における「まちづくり」の実践	29	沖縄におけるNPO
14	組織経営のあり方	30	マニフェスト・自治基本条例と自治体経営
15	自治体組織の変遷と現状	31	まとめ/試験
16	行政管理型から行政経営型の組織経営へ		

【履修上の注意事項】

地方自治論を履修済みであることが望ましいですが、そうでなくても基本的なところから丁寧に講義をしますので心配は無用です。新聞の自治体経営についての記事に注意を払って下さい。気になる記事は切抜きをするとよいでしょう。

【評価方法】

試験と平常点にて評価します。

【テキスト】

使用しません。レジュメを配布します。

【参考文献】

金井利之『実践自治体行政学』第一法規、2010年。高寄昇三『新 地方自治の経営』学陽書房、2004年。矢野恒太記念会編『データでみる 県勢 2013年版』矢野恒太記念会、2012年。

政策過程論

担当教員 佐藤 学

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

「政策」とは、中央・地方を通じて、「政府」が行う「仕事」の一つの捉え方である。政策が、何のために、どのように形成され、また、どのように執行されるのか。執行後には、どうなるのか。政策がたどる過程を、公共政策学と政治過程論を理論的枠組として検証したい。多くの県内自治体が「政策形成研修」等を実施していることから分かるように、今日では地方自治体の仕事も「政策」の観点から考えることが必須となっている。沖縄県内の事例も挙げながら、政策過程についての理解を促したい。

【授業の展開計画】

- 第1部 政策とは何か
- 第2部 「政策的発想」が出てきた背景
- 第3部 誰が政策を作るのか
- 第4部 政策サイクル：政策が出来るまで
- 第5部 政策サイクル：政策の実施
- 第6部 政策サイクル：政策の評価

【履修上の注意事項】

新しい事例を授業で取り上げていくので、新聞、雑誌、書籍、インターネット媒体から、常に社会の動きに注意を払う必要がある。それは、本科目だけに当てはまるわけではなく、大学での勉学全てに共通であるが。

【評価方法】

レポートを課す。必要ならば、試験も実施する。

【テキスト】

使用しない。講義レジュメを配布する。

【参考文献】

必要に応じて紹介する。

政策評価論

担当教員 佐藤 学

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

政策サイクルの中で、1990年代から最も関心を集めてきたのが、政策評価である。様々な次元の「評価」が注目され、政府の仕事の見直しを進める道具として、期待されてきた。しかし、最近の「事業仕分け」に至るまで、その期待の大部分は外れてきたのが実情である。この科目では、「評価」の実際を、沖縄県や県内市町村での事例も用いながら検討し、政府の仕事をどのように評価すべきか、評価できるのかを考える基礎を提供したい。

【授業の展開計画】

- 第1部 政策評価とは何か
- 第2部 政策評価前史
- 第3部 日本における政策評価の導入
- 第4部 政策評価の理論的枠組
- 第5部 沖縄県内における評価の経験
- 第6部 評価の問題・限界
- 第7部 今後の展望

【履修上の注意事項】

「政策過程論」を履修することが望ましい。

【評価方法】

レポートを課す。必要ならば、試験も実施する。

【テキスト】

使用しない。講義レジュメを配布する。

【参考文献】

必要に応じて紹介する。

政治学原論

担当教員 芝田 秀幹

対象学年 2年

単位区分 選択

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

国家、主権、自由、権利、デモクラシー（民主主義）、個人主義、社会主義、共同体、民族など、政治に関する概念を正しく理解することは、成熟した民主主義国家の建設を目指す我が国の主権者＝国民にとって必須のものといえよう。本講義では、こうした政治学的概念を、それらを巡る様々な学説を織り交ぜながら詳解し、戦後の日本国では表層的にしか捉えられてこなかった国民国家の意味・意義を明確にしたい。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	政治学原論とは	17	国家（4）－刑罰と国家－
2	政治（1）－政治－	18	社会制度（1）－家族・私有財産－
3	政治（2）－権力・主権－	19	社会制度（2）－近隣・慈善－
4	民主主義（1）－一般意志－	20	社会政策（1）－貧困と国家－
5	民主主義（2）－議会制－	21	社会政策（2）－社会福祉と国家－
6	民主主義（3）－ルソー『社会契約論』－	22	社会主義（1）－マルクス主義－
7	個人主義（1）－原子論的個人主義－	23	社会主義（2）－フェビアン主義－
8	個人主義（2）－ホッブズ・ロック－	24	国際政治（1）－国家と国際関係－
9	個人主義（3）－人格主義・理想主義－	25	国際政治（2）－現実主義と理想主義－
10	自由（1）－法律的・政治的・哲学的自由－	26	多元主義－マッキーヴァー・ラスキー
11	自由（2）－ベンサム自由論－	27	新自由主義－ホブハウス－
12	個性（1）－消極的・積極的個性－	28	現代リベラリズム
13	個性（2）－J・S・ミルの個性論－	29	コミュニタリアニズム
14	国家（1）－意志と国家－	30	講義のまとめ
15	国家（2）－道徳と国家－	31	テスト
16	国家（3）－権利と国家－		

【履修上の注意事項】

歴史知識、人間・社会への関心が政治学を学ぶ者の条件であるから、受講者はなによりもまず歴史をよく勉強し、かつ日々生起する出来事や状況に触発されつつ考えることが重要。また、新聞・テレビ・ネットから供される場当たりの情報ではなく、歴史の中で鍛えられた人類の知的遺産、学問的成果を尊び、かつそれらに学ぶスタンスを身につけて欲しい。

【評価方法】

定期試験の結果と出席状況で判断。

【テキスト】

芝田秀幹『イギリス理想主義の政治思想－バーナード・ボザンケの政治理論』（芦書房、2006年）。

【参考文献】

芝田秀幹『B・ボザンケと現代政治理論』（芦書房、2013年）。
 マテイ・ドガン、櫻井陽二・芝田秀幹訳『比較政治社会学の新次元』（芦書房、2011年）。
 日本イギリス哲学学会編『イギリス哲学・思想事典』（研究社、2007年）。

政治・行政と報道

担当教員 一長元 朝浩

対象学年 2年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

新聞やテレビ、ラジオの報道は難しいようで、大変役に立ち、面白い。将来、ジャーナリストをはじめ、公務員、教員、会社員などをを目指す学生に、「政治・行政と報道」について分かりやすく解説し、ともに考えたい。最近の学生はインターネットや携帯でニュースに接することが多いが、特に、毎日、新聞を読むことは非常に大事だ。毎日、読む習慣を身につけると、世の中の出来事が、頭の中に整理され、確実に力が付く。就職試験でも大いに役に立つ。昨年、この授業を受けた学生で東京の大手新聞社に合格した者もいる。沖縄の報道をもとに考える。

【授業の展開計画】

※ その時々にあったテーマを取り上げ、解説するので、この計画通りにいかない場合もある。

週	授 業 の 内 容
1	「本土」で生まれた私がなぜ、沖縄の新聞社に入り、沖縄の問題を考え続けてきたか。
2	毎日新聞を読んでいるか。読んでいない学生が多い。全国的な傾向だ。なぜか。
3	新聞の読み方。記事はどのように取材され、書かれるのか。新聞社のシステムも取り上げる。
4	沖縄の学生が沖縄のことを知らなさ過ぎる。それでいいのか。就職でもそれでは困ることが多い。
5	政治・行政の報道は難しいといわれるが、毎日、読む習慣をつければ、分かるようになる。
6	このところの沖縄の最大の問題「普天間」について考える。これまでの経緯、どこが問題なのか。
7	今年は沖縄が復帰して40年の節目に当たる。1972年5月15日、復帰当時の沖縄を考える。
8	復帰した後、沖縄はどのような経緯をたどって今日に至ったか。この40年は激動続きだった。
9	沖縄の経済振興策について考える。
10	6月23日、慰霊の日について考える。
11	なぜ、沖縄に米軍基地が集中しているのか。
12	米軍基地があるから沖縄の経済が成り立っているという人が多いが、本当にそうなのか。
13	「ニンビー」とはどういう意味か。沖縄の基地問題について全国の関心は非常に低い。なぜか。
14	沖縄地元ウチナンチュが沖縄の魅力を知らなさ過ぎる。外から沖縄を見る目も養おう。
15	時代は激動。「ドッグ・イヤー」とはどういう意味か。時代に遅れないようにするには。
16	

【履修上の注意事項】

①毎回、授業の前に、地元両紙「沖縄タイムス」「琉球新報」(時々、本土紙も)を提示し、なにが報道され、なにが問題なのかを解説する。本土紙と地元紙の違い、地元紙の特徴についても解説する。②書かれていることについて分からないことがあれば、その都度、積極的に質問してほしい。③何回か、テーマを与え、小論文を提出してもらおう。④自分の頭で考え、自分で行動すること。社会は行動力ある若者を求めている。この授業ではそうしたことを身につけられるようにしたい。

【評価方法】

①小論文がしっかり書かれているかどうか。②出席回数③授業中の態度。④積極性(質問は大歓迎。授業中でも、終わってからでも)

【テキスト】

「もっと知りたい! 本当の沖縄」(前泊博盛・岩波ブックレット)、「沖縄力の時代」(野里洋・ソフトバンク新書)

【参考文献】

「基地はなぜ沖縄に集中しているのか」(NHK取材班・NHK出版)、「100の指標からみた沖縄県のすがた」(沖縄県企画統計課・編集)、「癒しの島、沖縄の真実」(野里洋・ソフトバンク新書)

専門演習 I

担当教員 野添 文彬

対象学年 3年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

この演習では、今日、日本や沖縄が直面している様々な問題を国際的・歴史的観点から主体的に考え、その解決策を提示することができるよう、国際政治や日本外交の歴史と現在について学び、議論する。具体的には、第一に、日本外交や国際政治を考える上で基礎的な歴史的知識や考え方を学ぶ。また第二に、論理的な考え方、プレゼンテーションやディスカッションの仕方、文献の読み方、報告レジュメのまとめ方など、社会で活躍する上でも有益な学問上のスキルを習得することを目指す。

【授業の展開計画】

前半期は、国際政治や日本外交についての文献を輪読し、議論する。
後半期は、参加者が個人別・グループ別に決めたテーマについて調査・報告し、それをもとに全員で議論する。
テーマの例としては、日米同盟、沖縄米軍基地、朝鮮半島情勢、米中関係、日中関係などが考えられる。

【履修上の注意事項】

無断欠席や遅刻は厳禁。また参加者には「日本外交史」「国際政治学」の履修を求める。

【評価方法】

出席状況や発言内容から評価する。

【テキスト】

特に指定しない。

【参考文献】

特に指定しない。

専門演習 I

担当教員 芝田 秀幹

対象学年 3年

単位区分 必

準備事項

備考

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

【授業のねらい】

テーマ：現代政治・行政の研究。地域行政学科・芝田政治学ゼミは、ここ数年、より幅広い観点から今現在の政治・行政に内在する諸問題を扱ってきているが、今年もこの方針を踏襲したい。基地、憲法改正、少子高齢化、教育、選挙など今の政治に関わる問題であるなら何でも構わない。ともに議論し、ともに考え、ともに未来を展望できるようなゼミにしたいと思う。また、現代の政治問題とはいえ、根源的には政治を巡る思想的問題が伏在しているので、政治思想に関心のある者も大歓迎である。

【授業の展開計画】

3年生前期には、ゼミ参加者に予備知識をつけてもらうために、現代政治学ならびに現代日本の政治・行政について書かれた入門的な研究書をいっしょに勉強する。そして後期からはゼミナリスト各自が決めた研究テーマに従って、輪番で報告することになる。

ちなみに、昨年度（2012年度）前期に輪読した本は、加茂利男他『現代政治学・第4版』（有斐閣、2012年）である。また、後期に報告となったゼミナリスト各自の研究テーマは、人物研究としては池田勇人、孫文、三島由紀夫、岸信介、カストロ、ゲバラ、屋良朝苗、事項研究としてはアメリカ黒人差別などであった。

ところで、芝田ゼミでは「過去」は一切問わない。1・2年次で一生懸命勉強してきた学生にはもちろん来て欲しいが、逆にまったく遊んでロクに本を読まなかった学生も歓迎する。そしてゼミで変わって欲しい。そういう意気込みのある者が応募資格がある、といいかえてもいい。

また、芝田ゼミは社会に通じる人材を養成することを目標としている。無断で欠席したり、集合時間に遅れたり、宿題の提出を忘れるなどはご法度である。私語や携帯、言葉遣いなどを含めて礼儀やマナーについても小うるさいかもしれないが、すべては社会化を進めるための訓練と考えている。とりたてて厳しいわけではないのだが、要するに社会人として最低限の礼儀と常識を身に付けてもらいたいと念じているだけなのである。

なお、芝田ゼミでは、「政治を自分の眼で見、自分の耳で聞き、自分の頭で考える」との趣旨の下、2年に一度の割合で、年度末（春休み）に日本の政治の現場でもある国会、官庁街、最高裁判所、自民党本部、皇居、靖国神社、巣鴨プリズン跡地（現サンシャイン60）などを巡る東京合宿を実施している。合宿最終日には東京の大学生と合同ゼミも行い、日本の政治について沖縄の学生ならではの意見、そして東京の学生ならではの意見を交換し合い、お互いに議論をし、お互いに理解を深める場を設けている。沖縄で生まれ、沖縄で育ち、沖縄で学び、これからも沖縄で生きるであろう、多くの沖国大生にとって、この合宿は非常に刺激的かつ有意義なものになるはずである。東京合宿は今年も行う予定なので、是非、芝田ゼミに入り、ゼミでのこうした行事にも参加して、知的で楽しい学生生活を送って欲しい。

なお、卒論は原則として課さず、希望者のみの提出とする（できれば出してほしいのだが）。

【履修上の注意事項】

「政治学Ⅰ」「政治学Ⅱ」「日本政治史」「政治学原論」を履修していることが望ましい。

【評価方法】

出席状況とゼミ報告の内容等で判断する。

【テキスト】

開講時に指定する。

【参考文献】

開講時に指定する。

専門演習 I

担当教員 佐藤 学

対象学年 3年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

本演習は、地方自治と基地問題という、2つのゼミから構成される。どちらのゼミを選択しても、自ら研究主題を決め、個人で、あるいはグループで、一年間の調査・研究を行う。自発的な取り組みが必須となる。

【授業の展開計画】

<月曜日クラス>

沖縄の自治をめぐる課題全般を研究する。課題としては、まちづくり、住民参加、協働、環境問題、ゴミ問題、分権改革、沖縄振興政策、道州制、評価制度、産業振興、地方財政の課題、などが考えられる。

<水曜日クラス>

基地問題を中心とした課題を研究する。課題としては、安全保障政策、沖縄をめぐる国際関係、米軍再編、普天間基地移設問題、返還基地跡地利用、基地の経済効果、基地と経済振興策の関係、基地に由来する環境被害、基地雇用、などが考えられる。

両クラスとも、年度当初は、指定した文献・資料を共同研究し、内容を報告することから始める。この間に問題認識を深めて、各自の研究課題を決める。その後は、個人でもグループでも構わないが、自分の課題についての調査・研究を行い、年度内に3-4回の報告をする。年度末に、各報告をまとめて報告書を編纂する。このような計画であるが、運営については議論をして合意を作った上で進めていくこととする。

言うまでもなく両方の課題領域は重なる部分が大きいため、実際にゼミが始まれば研究課題が相互に近付くことはありうるし、それは認められる。しかし、当初はそれぞれのクラスを上記の方向性を持って編成したいので、留意されたい。

3年次で履修し、4年次でも引き続き履修を希望する場合は、自治と基地の分野を変えても構わない。

【履修上の注意事項】

本演習への登録に際しては、十分な説明を受けてから決めること。ゼミの場合は、意見を交換し、互いに新たな発見が可能なような共同作業をするべきものである。ゼミに出席しても発言しなければ、出席した意味は全くない。議論に参加し、ゼミを積極的に作っていく意思がある学生諸君を待ちます。

【評価方法】

ゼミへの参加、および報告内容を評価する。

【テキスト】

使用しない。

【参考文献】

必要に応じて紹介する。

専門演習 I

担当教員 熊谷 久世

対象学年 3年

単位区分 必

準備事項

備考

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

【授業のねらい】

家族法の範囲で、判例研究を中心とした特定テーマの分析を行います。基本的な判例を分析検討したり、最近の重要な判例を題材にした事例研究です。また、家族法では新しい物の見かたが必要な場合も多く、重要な論文も随時輪読する予定です。国際結婚・離婚や国際養子、重国籍や無国籍、生殖医療の進展にともなう精子の凍結保存や代理母問題への法的対応など、国際的視野で家族法制の問題点に迫りたいと思います。自由な雰囲気の中で活潑な議論ができるよう、学生の自主性を尊重した専門演習の場としていきたい。

【授業の展開計画】

学生が数名で一組になって関心のあるテーマを設定し報告を行い、それについて全員による討論を行うという方式です。設定するテーマを見つけるのは学生であり、ゼミの運営そのものも学生の自主性に委ねられます。個別の問題に関する演習形式の勉強を通じて、家族法および国際私法をより深く修得することを目的としています。自由な雰囲気の中で、活潑な議論がおこなわれるよう期待しています。ここ数年における専門演習において、学生が取り上げたテーマを一部紹介すると、以下の通りです。

- ①内縁関係と同性結婚について、性同一性障害者の婚姻・親子問題
 - ②夫婦の氏について－夫婦別姓選択制度－、沖縄女性差別問題
 - ③生後認知による日本国籍取得と婚外子－わが国籍法上の婚外子差別について－
 - ④女性と戸籍について－氏と戸籍の女性史－、優生保護法から母体保護法へ
 - ⑤国際結婚の成立要件について
 - ⑥婚外子の法定相続分差別について－民法900条4号但書は合憲か？－最高裁の動き－
 - ⑦親子関係と生殖補助医療について－代理出産・代理母の問題点、凍結精子児の死後認知；無戸籍児と300日問題
 - ⑧有責配偶者からの離婚請求について－積極的破綻主義への流れ－別居5年で離婚原因－
 - ⑨自筆証書遺言の方式について－備えあれば憂いなし－
 - ⑩親権制度と児童虐待への法的対応について－法は子どもを守るのか－、虐待防止と親権停止
 - ⑪平和条約発効にともなう元日本人妻の法的地位とその国籍のゆくえ
 - ⑫配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律制定までの経緯について
 - ⑬国際離婚の準拠法について（派生するさまざまな問題）
 - ⑭虚偽の嫡出子出生届と養子縁組の成否について－藁の上からの養子と特別養子縁組－
 - ⑮国際的子の奪い合いとハーグ国際子の奪取条約
 - ⑯航空機事故訴訟における国際裁判管轄について－マレーシア航空機事件－
 - ⑰外国離婚判決のわが国での有効性について－
 - ⑱アメリカにおける懲罰的損害賠償判決はわが国で承認されるのか？－民事判決性について－
 - ⑳婚外子（重婚的内縁子）の父の氏への変更について
- その他：トートメ問題；離婚原因DV；赤ちゃん引き取りポストについて
；成人年齢の引き下げ、スポーツと国籍について、国際養子縁組と臓器売買

【履修上の注意事項】

六法（最新版）を毎回持参してください。

【評価方法】

出席および前・後期における報告等を勘案して総合評価する。

【テキスト】

指定しない。

【参考文献】

「家族法判例百選（第7版）」及び「国際私法判例百選（第2版）」を主要とし、報告者のテーマに応じて適宜指示する。

専門演習 I

担当教員 中野 正剛

対象学年 3年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

『大切なものは目に見えない』とはサンテグジュペリの小さな王子さまのテーマですが、ここでは皆で議論することを通じて刑事法学にとって大切なもの、刑事法学的思考様式を学ぶ。
ちなみに、昨年度は、法廷教室を使用し、裁判員裁判を行わせ、刑事手続のあり方を学習させた。

【授業の展開計画】

開講日に成績評価の約束事、ゼミのテーマを決めさせる。その後、グループ編成の上、判例テーマの分担をして、報告、質疑応答、討論の順に進行。どのような問題に関心を抱いているかを「演習登録カード」に詳しく書き込んでおくこと。それをもとに履修登録の可否を決める。ただし、登録希望者を個別に呼び出し、課題を出して選抜することもある。実施する場合は、事前に研究室の掲示板に実施要綱を張り出すのでよく読んでおくこと。

【履修上の注意事項】

演習は、教員から『教えてもらう場所』ではなく、自分自身が『自ら学び取る』場所である。なにかを教えてもらえるだろうという受身の参加はだめ。必ず自分の意見を持って教室に来て、他の人の考えとどこが違うのか、どちらに説得力があるかをきちんと自分の頭脳で考えること。無断欠席、遅刻は厳しく取り締まる。

【評価方法】

①出欠状況、②報告の内容や授業中の発言。①を基本とし、②を加点の方向で加味。ゆえに、無断で遅刻や欠席を繰り返すと確実に単位は与えられない。楽しいゼミにしたいので、私の話や仲間の報告を聞いているだけでなく、上級生にも盛んに質問などをして積極的に関わられる人に来て欲しい。

【テキスト】

最新の六法、刑法判例百選、刑事訴訟法判例百選。

【参考文献】

適宜、指示する。

専門演習 I

担当教員 井村 真己

対象学年 3年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

社会保障法について学ぶとは、現在、そして将来のわが国の社会をどのように構築していくかということでもある。本演習では、社会保障法に関するさまざまな問題、具体的には年金や医療保険、失業、公的扶助といった問題について、いかなる政策を展開していくべきか、という政策論の観点から討論をしていきたい。

【授業の展開計画】

講義の具体的な計画・内容については、受講者と相談の上決定したい。

【履修上の注意事項】

「演習」である以上、受講者には積極的な討論を求めたい。
なお、社会保障法の講義を受講済みかまたは受講予定であることが望ましい。

【評価方法】

成績評価は、演習での報告や討論、レポート、出欠等を総合して判断する。

【テキスト】

使用しない。

【参考文献】

必要に応じて適宜紹介する。

専門演習 I

担当教員 黒柳 保則

対象学年 3年

単位区分 必

準備事項

備考

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

【授業のねらい】

本演習では、沖縄県の自治について考えたいです。1990年代以来の分権改革は、地方分権一括法施行、三位一体改革、そして市町村合併を経て、次は道州制導入が焦点となります。戦後日本において沖縄県ほど多様な自治制度を経験した地域はありませんが、道州制が導入されれば復帰による沖縄県の設置以来の大変革となるでしょう。大変革の目撃者から参加者になれるよう、沖縄県の自治が抱える諸問題について、歴史的なアプローチを取って考察しても良いですし、現状分析を通して考察しても良いです。ゼミを自由闊達な空間にしましょう。

【授業の展開計画】

まず、導入部として、指定した文献を輪読して質疑応答と討論を行い、日本や沖縄県の地方自治の歴史や現状についての理解を深め、今後の課題を考察します。そして、それを踏まえて、個別のテーマを見つけ、調査と研究を進めることとなります。調査には文献研究とフィールドワークがありますが、なるべくこの両者に取り組んで欲しいです。研究の過程でゼミにて何度か報告をし、不十分な点をさらに調査して、最終的には報告集をまとめる事ができればと思います。

【履修上の注意事項】

ゼミの主体は教員ではなく、ゼミ生です。能動的にゼミに参加することを期待します。ゼミについては何でも相談して下さい。普段から新聞の地方自治についての記事に注意を払い、気になる記事は切り抜きをするなどして、自分の研究テーマを早めに見つけるようにしましょう。

【評価方法】

ゼミへの参加態度や報告内容を総合的に判断して評価します。

【テキスト】

相談のうえ決定します。

【参考文献】

ゼミ生の研究テーマに沿った文献を時宜に応じて紹介します。

専門演習 I

担当教員 小西 由浩

対象学年 3年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

本演習では、受講者各人の興味・関心にそって個別の研究テーマを選び、文献の収集、報告等をつうじて全体で議論していきたい。犯罪と刑罰に関わるものであれば、テーマは自由である。積極的にゼミに関われる学生を求める。

【授業の展開計画】

【履修上の注意事項】

【評価方法】

【テキスト】

個別に指示する。

【参考文献】

出席状況、報告態度等を判断の基準にする。ともかくも積極的に関わろうとすることが大切である。

専門演習 I

担当教員 前津 榮健

対象学年 3年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

行政法の講義で得た基礎的な知識に基づき、行政法における重要な論点について、事例を通して、従来の理論や判例の妥当性と問題点を明らかにしていきたい。また、ゼミ報告を通して、行政法で得た知識を深めると共に、日常の行政問題に関する関心と解決能力を高めていきたい。

【授業の展開計画】

- ①行政法の基本原理の理解
- ②テーマの設定
- ③個別報告

【履修上の注意事項】

受講者は、原則として行政法Ⅰを履修した者、行政法Ⅱを履修する者を優先する。討論やゼミ活動に自ら積極的に参加し、発言できる意欲のある学生を希望する。

【評価方法】

成績評価は、報告の内容、討論、レポート、出席状況等を総合的に判断して行なう。

【テキスト】

テーマに関連する文献を指示する。

【参考文献】

テーマに関連する文献を指示する。

専門演習 I

担当教員 比屋定 泰治

対象学年 3年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

本演習の目的は、報告および討論を通じて、参加者が国際法的な知識・考え方を身につけ、国際情勢についての先見性を養うことにある。そのために、報告者には国際法に関連するテーマでの報告を行なってもらい（テキストの分析、国際判例の紹介、進行中の国際問題の検討など）、参加者には報告に対する議論を求める。

ただし、上記の目的を離れない範囲であれば、参加者・報告者の希望に基づいて、報告形式を全体的に、または、個別的に変更することもある。

【授業の展開計画】

報告形式（個人報告、グループ報告など）および報告テーマなどについては、報告者・参加者の希望に基づいて、適宜決定する。

【履修上の注意事項】

国際法 I（できれば II～IV も）の講義を受講していること（または、演習と同時並行でもよい）が望ましい。

【評価方法】

報告内容、出席状況などを総合して判断する。

【テキスト】

報告者のテーマや希望に沿うものを適宜紹介する。

【参考文献】

報告者のテーマや希望に沿うものを適宜紹介する。

専門演習 I

担当教員 平 剛

対象学年 3年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

自治体財政の現状および課題等の分析を通して地方財政制度についてより深い理解を目指す。

【授業の展開計画】

前期は地方財政の入門書、および関連文献を読み、それについて議論する。また、夏休みを利用し、フィールド・ワーク（歳入・歳出・財政指標について自治体の財政担当者や関係者へのヒアリング、および関連資料・データの収集等）を実施する。後期はフィールド・ワークの結果を班ごとに何度か発表し、報告書として取りまとめる。

【履修上の注意事項】

専門演習（ゼミ）は基礎演習の延長ではない。学生諸君自らが積極的に学ぼうとする姿勢が求められる。このゼミを希望する諸君は、地方財政のどのような問題に関心があるのか、「演習登録カード」に具体的に書くこと。その内容により登録の可否を決める。この点で、「地方財政論」を履修済みであることが望ましい。未履修の人でも歓迎するが、その場合は前期に開講される「地方財政論」を必ず受講すること。夏のフィールド・ワークに参加できること（アルバイト等の理由による不参加は認められない）。以上が登録の条件となる。

【評価方法】

ゼミへの貢献度（資料の作成、討論への参加）および調査報告書・レポートの内容により評価します。

【テキスト】

最初のクラスで相談し、決める予定です。

【参考文献】

研究課題および関心に応じてゼミで紹介します。

専門演習 I

担当教員 照屋 寛之

対象学年 3年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

本ゼミでは、行政学の基本的知識の再確認をしながら、今日の行政で課題となっている諸テーマを取り上げて考えてみたい。これまで行政学を勉強してきた中で関心のあるテーマをさらに深め、報告することによって、自分の考えを報告し質問に対しても答える力をつけてもらいたい。このようなゼミでの活動によって学生が自分の考えを人前でも十分に述べる力を身につけるようになり、就職の際の面接試験でも十分に力を発揮できるように自分を伸ばすことができるようになるゼミ運営にしたい。

【授業の展開計画】

【履修上の注意事項】

単位のためではなく、行政学を勉強してみたい学生のみを望む。同時に与えられたテーマ、自分で見つけたテーマについて責任をもって勉強する学生を望む。無断欠席は厳禁。男子の茶髪・ピアスもダメ。

【評価方法】

夏休み、冬休みにはレポートを課す。報告内容、討論への参加度、出席状況などを総合的に判断して行う。

【テキスト】

ゼミの進めながら必要に応じて紹介する。

【参考文献】

ゼミを進めながら適宜紹介したい

専門演習 I

担当教員 西山 千絵

対象学年 3年

単位区分 必

準備事項

備考

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

【授業のねらい】

この演習では、各自が選んだ憲法判例を題材として、判示内容の検討とともに、理論的分析を加えることを目標とします。憲法と隣接する法律との連関も含めて、さまざまな視点・角度からバランスよく思考することによって、より体系的で専門的な知識が得られるよう努めます。自らの法的思考力を鍛えるという心構えをもち、ゼミに参加してください。

【授業の展開計画】

第一回の開講時にそれぞれの分担などを決め、それに従って判例研究を各週続けていきます。基本的には個人報告とします。各回の報告者には、担当する判例の内容をまとめ、さらに自分なりの分析を発表してもらいますが、様々なテキストや参考文献、先例を十分に活用してください。そして、報告者のまとめた内容に対する討論を、ゼミ参加者全員で行うことになります。

*なお、今年度は福島大学との交流が一応予定されているため、7月から1ヶ月はテーマ研究となる予定です。

【履修上の注意事項】

(1) 社会の出来事に関心を持ち、また裁判に関する報道に接するように心がけましょう。人前で発言することとにかく慣れてもらいますので、討論の際には必ず意見を言ってもらいます。

(2) 法学部生なので、六法と判例集とは毎度持ち歩くようにしてください。

【評価方法】

成績評価は、演習の際の報告の分担をちゃんと行ったかどうかや、討論での態度などを総合的に考慮して判断します。

【テキスト】

各自が所有している憲法のテキストがあれば、それを優先します。第一回目の開講時には、憲法判例百選（ジュリスト）をもとに演習スケジュールを決めます。

【参考文献】

(1) 辻村みよ子『憲法[第4版]』（日本評論社、2012年）(2) 高橋和之＝長谷部恭男・石川健治編『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ』（有斐閣、2007年）*今秋、版が新しくなるので、まだ持っていない人は買わなくても大丈夫です。

専門演習Ⅱ

担当教員 野添 文彬

対象学年 4年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

この演習では、今日、日本や沖縄が直面している様々な問題を国際的・歴史的観点から主体的に考え、その解決策を提示することができるよう、国際政治や日本外交の歴史と現在について学び、議論する。具体的には、第一に、日本外交や国際政治を考える上で基礎的な歴史的知識や考え方を学ぶ。また第二に、論理的な考え方、プレゼンテーションやディスカッションの仕方、文献の読み方、報告レジュメのまとめ方など、社会で活躍する上でも有益な学問上のスキルを習得することを目指す。

【授業の展開計画】

前半期は、国際政治や日本外交についての文献を輪読し、議論する。
後半期は、参加者が個人別・グループ別に決めたテーマについて調査・報告し、それをもとに全員で議論する。テーマの例としては、日米同盟、沖縄米軍基地、朝鮮半島情勢、米中関係、日中関係などが考えられる。

【履修上の注意事項】

無断欠席や遅刻は厳禁。また参加者には「日本外交史」「国際政治学」の履修を求める。

【評価方法】

出席状況や発言内容から評価する。

【テキスト】

特に指定しない。

【参考文献】

特に指定しない。

専門演習Ⅱ

担当教員 芝田 秀幹

対象学年 4年

単位区分 必

準備事項

備考

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

【授業のねらい】

テーマ：現代政治・行政の研究。地域行政学科・芝田政治学ゼミは、ここ数年、より幅広い観点から今現在の政治・行政に内在する諸問題を扱ってきているが、今年もこの方針を踏襲したい。基地、憲法改正、少子高齢化、教育、選挙など今の政治に関わる問題であるなら何でも構わない。ともに議論し、ともに考え、ともに未来を展望できるようなゼミにしたいと思う。また、現代の政治問題とはいえ、根源的には政治を巡る思想的問題が伏在しているので、政治思想に関心のある者も大歓迎である。

【授業の展開計画】

4年生前期には、ゼミ参加者に予備知識を（改めて）つけてもらうために、現代政治学ならびに現代日本の政治・行政について書かれた入門的な研究書をいっしょに勉強する。そして後期からはそれぞれが決めた研究テーマに従って、輪番で報告することになる。

ちなみに、昨年度（2012年度）前期に輪読した本は、加茂利男他『現代政治学・第4版』（有斐閣、2012年）である。また、後期に報告となったゼミナリス滕各自の研究テーマは、人物研究としては池田勇人、孫文、三島由紀夫、岸信介、カストロ、ゲバラ、屋良朝苗、事項研究としてはアメリカ黒人差別などであった。

ところで、芝田ゼミでは「過去」は一切問わない。1・2年次で一生懸命勉強してきた学生にはもちろん来て欲しいが、逆にまったく遊んでロクに本を読まなかった学生も歓迎する。そしてゼミで変わって欲しい。そういう意気込みのある者が応募資格がある、といいかえてもいい。

また、芝田ゼミは社会に通じる人材を養成することを目標としている。無断で欠席したり、集合時間に遅れたり、宿題の提出を忘れるなどはご法度である。私語や携帯、言葉遣いなどを含めて礼儀やマナーについても小うるさいかもしれないが、すべては社会化を進めるための訓練と考えている。とりたてて厳しいわけではないのだが、要するに社会人として最低限の礼儀と常識を身に付けてもらいたいと念じているだけなのである。

なお、芝田ゼミでは、「政治を自分の眼で見、自分の耳で聞き、自分の頭で考える」との趣旨の下、2年に一度の割合で、年度末（春休み）に日本の政治の現場でもある国会、官庁街、最高裁判所、自民党本部、皇居、靖国神社、巣鴨プリズン跡地（現サンシャイン60）などを巡る東京合宿を実施している。合宿最終日には東京の大学生と合同ゼミも行い、日本の政治について沖縄の学生ならではの意見、そして東京の学生ならではの意見を交換し合い、お互いに議論をし、お互いに理解を深める場を設けている。沖縄で生まれ、沖縄で育ち、沖縄で学び、これからも沖縄で生きるであろう、多くの沖国大生にとって、この合宿は非常に刺激的かつ有意義なものになるはずである。東京合宿は今年も行う予定なので、是非、芝田ゼミに入り、ゼミでのこうした行事にも参加して、知的で楽しい学生生活を送って欲しい。

なお、卒論は原則として課さず、希望者のみの提出とする（できれば出してほしいのだが）。

【履修上の注意事項】

「政治学Ⅰ」「政治学Ⅱ」「日本政治史」「政治学原論」を履修していることが望ましい。

【評価方法】

出席状況とゼミ報告の内容等で判断する（卒論は希望者のみ）。

【テキスト】

開講時に指定する。

【参考文献】

開講時に指定する。

専門演習Ⅱ

担当教員 黒柳 保則

対象学年 4年

単位区分 必

準備事項

備考

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

【授業のねらい】

本演習では、沖縄県の自治について考えたいです。1990年代以来の分権改革は、地方分権一括法施行、三位一体改革、そして市町村合併を経て、次は道州制導入が焦点となります。戦後日本において沖縄県ほど多様な自治制度を経験した地域はありませんが、道州制が導入されれば復帰による沖縄県の設置以来の大変革となるでしょう。大変革の目撃者から参加者になれるよう、沖縄県の自治が抱える諸問題について、歴史的なアプローチを取って考察しても良いですし、現状分析を通して考察しても良いです。ゼミを自由闊達な空間にしましょう。

【授業の展開計画】

まず、導入部として、指定した文献を輪読して質疑応答と討論を行い、日本や沖縄県の自治の歴史や現状についての理解を深め、今後の課題を考察します。そして、それを踏まえて、個別のテーマを見つけ、調査と研究を進めることとなります。調査には文献研究とフィールドワークがありますが、なるべくこの両者に取り組んで欲しいです。研究の過程でゼミにて何度か報告をし、不十分な点をさらに調査して、最終的には報告集をまとめる事ができればと思います。

【履修上の注意事項】

ゼミの主体は教員ではなく、ゼミ生です。能動的にゼミに参加することを期待します。ゼミについては何でも相談して下さい。普段から新聞の自治についての記事に注意を払い、気になる記事は切り抜きをするなどして、自分の研究テーマを早めに見つけるようにしましょう。

【評価方法】

ゼミへの参加態度や報告内容を総合的に判断して評価します。

【テキスト】

相談のうえ決定します。

【参考文献】

ゼミ生の研究テーマに沿った文献を時宜に応じて紹介します。

専門演習Ⅱ

担当教員 平 剛

対象学年 4年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

自治体財政の現状および課題等の分析を通して地方財政制度についてより深い理解を目指す。

【授業の展開計画】

前期は地方財政の入門書、および関連文献を読み、それについて議論する。また、夏休みを利用し、2～3日のフィールド・ワーク（歳入・歳出・財政指標について自治体の財政担当者や関係者へのヒアリング、および関連資料・データの収集等）を実施する。後期は、財政・地方財政問題の中から各自テーマを設定し、それについて何度か発表し、レポートして取りまとめていただく。昨年度は「消費税率引き上げについて」、「沖縄振興策の評価」、「米軍基地と沖縄経済」、「介護医療保険制度の財源について」などのレポートが提出された。

【履修上の注意事項】

- ①原則として本演習Ⅰ履修者。「地方財政論」履修者に限り新規の登録も認める。その場合、必ず志願理由書提出前に相談に来ること。
- ②フィールド・ワークに参加できること（アルバイト等の理由による不参加は認められない）。
- ③地方財政に関してどのような問題に関心があるのか、志願理由書に具体的に書くこと。

【評価方法】

ゼミへの貢献度（資料の作成、討論への参加）および調査報告書・レポートの内容により評価する。

【テキスト】

【参考文献】

研究課題および関心に応じてゼミで紹介する。

専門演習Ⅱ

担当教員 中野 正剛

対象学年 4年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

地域行政学科向け『専門演習Ⅰ』と同じ。

【授業の展開計画】

地域行政学科向け『専門演習Ⅰ』と同じ。

【履修上の注意事項】

地域行政学科向け『専門演習Ⅰ』と同じ。

【評価方法】

地域行政学科向け『専門演習Ⅰ』と同じ

【テキスト】

最新の六法、刑法判例百選Ⅱ（各論）、刑事訴訟法判例百選

【参考文献】

適宜指示する。

専門演習Ⅱ

担当教員 佐藤 学

対象学年 4年

単位区分 必

準備事項

備考

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

【授業のねらい】

本演習は、地方自治と基地問題という2つのゼミから構成される。どちらのゼミにおいても、自主的な課題と方法論の決定が求められる。

【授業の展開計画】

<月曜日クラス>

沖縄の自治をめぐる課題全般を研究する。課題として、まちづくり、住民参加、協働、環境問題、ゴミ問題、分権改革、沖縄振興政策、道州制、評価制度、産業振興、地方財政の課題、などが考えられる。

<水曜日クラス>

基地問題を中心とした課題を研究する。課題として、米軍再編、沖縄をめぐる国際関係、普天間基地移設問題、返還基地跡地利用、基地の経済効果、基地と経済振興策の関係、基地に由来する環境被害、基地雇用、などが考えられる。

両クラスとも、年度当初は、指定した文献・資料を共同研究し、内容を報告することから始める。この間に問題認識を深めて、各自の研究課題を決める。その後は、個人でもグループでも構わないが、自分の課題についての調査・研究を行い、年度内に3～4回の報告をする。年度末に、各報告をまとめて報告書を編纂する。このような計画であるが、運営については議論をして合意を作った上で進めていくこととする。

言うまでもなく両方の課題領域は重なる部分が多いので、実際にゼミが始まれば研究課題が相互に近付くことはありうるし、それは認められる。しかし、当初はそれぞれのクラスを上記の方向性を持って編成したいので、留意されたい。

3年次で履修し、4年次でも引き続き履修を希望する場合は、自治と基地の分野を変えても構わない。

【履修上の注意事項】

本演習への登録に際しては、十分な説明を受けてから決めること。ゼミの場合は、意見を交換し、互いに新たな発見が可能なような共同作業をするべきものである。ゼミに出席しても発言しなければ、出席した意味は全くない。議論に参加し、ゼミを積極的に作っていく意思がある学生諸君を待ちます。

【評価方法】

ゼミへの参加、および報告内容を評価する。

【テキスト】

使用しない。

【参考文献】

必要に応じて紹介する。

専門演習Ⅱ

担当教員 比屋定 泰治

対象学年 4年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

本演習の目的は、報告および討論を通じて、参加者が国際法的な知識・考え方を身につけ、国際情勢についての先見性を養うことにある。そのために、報告者には国際法に関連するテーマでの報告を行なってもらい（テキストの分析、国際判例の紹介、進行中の国際問題の検討など）、参加者には報告に対する議論を求める。

ただし、上記の目的を離れない範囲であれば、参加者・報告者の希望に基づいて、報告形式を全体的に、または、個別に変更することもある。

【授業の展開計画】

報告形式（個人報告、グループ報告など）および報告テーマなどについては、報告者・参加者の希望に基づいて、適宜決定する。

【履修上の注意事項】

国際法Ⅰ（できればⅡ～Ⅳも）の講義を受講していること（または、演習と同時並行でもよい）が望ましい。

【評価方法】

報告内容、出席状況などを総合して判断する。

【テキスト】

報告者のテーマや希望に沿うものを適宜紹介する。

【参考文献】

報告者のテーマや希望に沿うものを適宜紹介する。

専門演習Ⅱ

担当教員 小西 由浩

対象学年 4年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

本演習では、受講者各人の興味・関心にそって個別の研究テーマを選び、文献の収集、報告等をつうじて全体で議論していきたい。犯罪と刑罰に関わるものであれば、テーマは自由である。積極的にゼミに関われる学生を求める。

【授業の展開計画】

【履修上の注意事項】

【評価方法】

出席状況、報告態度等を判断の基準にする。ともかくも積極的に関わろうとすることが大切である。

【テキスト】

個別に指示する。

【参考文献】

専門演習Ⅱ

担当教員 照屋 寛之

対象学年 4年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

本ゼミでは、行政学の基本的な項目の知識の再確認をしながら、今日の行政で課題となっている諸テーマを取り上げて考えてみたい。これまで行政学を勉強してきた中で関心のあるテーマをさらに深め、報告することによって、自分の考えを報告し質問に対しても答える力をつけてもらいたい。このようなゼミ活動によって学生が自分の考えを人前で十分に述べる力を身につけるようになり、就職の際の面接試験でも十分な力を発揮できるように自分を伸ばすことのできるようになるゼミ運営をしたい。

【授業の展開計画】

【履修上の注意事項】

単位のためではなく、行政学を勉強してみたい学生のみを望む。同時に与えられたテーマ、自分で見つけたテーマについて責任をもって勉強する学生を望む。無断欠席は厳禁。男子の茶髪・ピアスもダメ。

【評価方法】

夏休み、冬休みにはレポートを課す。報告内容、討論への参加度、出席状況などを総合的に判断して行う。

【テキスト】

【参考文献】

ゼミを進めながら適宜紹介したい

専門演習Ⅱ

担当教員 井村 真己

対象学年 4年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

社会保障法について学ぶとは、現在、そして将来のわが国の社会をどのように構築していくかということでもある。本演習では、社会保障法に関するさまざまな問題、具体的には年金や医療保険、失業、公的扶助といった問題について、いかなる政策を展開していくべきか、という政策論の観点から討論をしていきたい。

【授業の展開計画】

講義の具体的な計画・内容については、受講者と相談の上決定したい。

【履修上の注意事項】

「演習」である以上、受講者には積極的な討論を求めたい。
なお、社会保障法の講義を受講済みかまたは受講予定であることが望ましい。

【評価方法】

成績評価は、演習での報告や討論、レポート、出欠等を総合して判断する。

【テキスト】

使用しない。

【参考文献】

必要に応じて適宜紹介する。

専門演習Ⅱ

担当教員 熊谷 久世

対象学年 4年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

家族法の範囲で、判例研究を中心とした特定テーマの分析を行います。基本的な判例を分析検討したり、最近の重要な判例を題材にした事例研究です。また、家族法では新しい物の見かたが必要な場合も多く、重要な論文も随時輪読する予定です。国際結婚・離婚や国際養子、重国籍や無国籍、生殖医療の進展にともなう精子の凍結保存や代理母問題への法的対応など、国際的視野で家族法制の問題点に迫りたいと思います。自由な雰囲気です活発な議論ができるよう、学生の自主性を尊重した専門演習の場としていきたい。

【授業の展開計画】

学生が数名で一組になって関心のあるテーマを設定し報告を行い、それについて全員による討論を行うという方式です。設定するテーマを見つけるのは学生であり、ゼミの運営そのものも学生の自主性に委ねられます。個別の問題に関する演習形式の勉強を通じて、家族法および国際私法をより深く修得することを目的としています。自由な雰囲気の中、活発な議論がおこなわれるよう期待しています。

なお、卒業年次であることから、希望する学生には、各種の試験対策にもできる限り対応したいと考えています。

【履修上の注意事項】

六法（最新版）を毎回持参してください。

【評価方法】

出席および前・後期における報告等を勘案して総合評価する。

【テキスト】

指定しない。

【参考文献】

「家族法判例百選（第7版）」及び「国際私法判例百選（第2版）」を主要とし、報告者のテーマに応じて適宜指示する。

専門演習Ⅱ

担当教員 前津 榮健

対象学年 4年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

行政法の講義で得た基礎的な知識に基づき、行政法における重要な論点について、事例を通して、従来の理論や判例の妥当性と問題点を明らかにしていきたい。また、ゼミ報告を通して、行政法で得た知識を深めると共に、日常の行政問題に関する関心と解決能力を高めていきたい。

【授業の展開計画】

- ①行政法の基本原理の理解
- ②テーマの設定
- ③個別報告

【履修上の注意事項】

受講者は、原則として行政法Ⅰを履修した者、行政法Ⅱを履修する者を優先する。討論やゼミ活動に自ら積極的に参加し、発言できる意欲のある学生を希望する。

【評価方法】

成績評価は、報告の内容、討論、レポート、出席状況等を総合的に判断して行なう。

【テキスト】

テーマに関連する文献を指示する。

【参考文献】

テーマに関連する文献を指示する。

専門演習Ⅱ

担当教員 井端 正幸

対象学年 4年

単位区分 必

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

この演習では、憲法をめぐる諸問題について、素朴な疑問から出発しながら、さまざまな視点、角度から考えることを通じて、より体系的で専門的な知識、および柔軟で論理的な思考力を身につけることを目標にする。

問題に応じて、社会的背景をふまえるとともに学説や判例などを整理・検討し、視野を広げながら問題点を掘り下げ、ポイントを的確につかむように努力してもらいたい。

【授業の展開計画】

未定。開講時にグループ編成、報告テーマの分担などを決める予定。

【履修上の注意事項】

(1) 基本的なテキスト類は、なるべく早いうちに読んでおくこと。

* なお、憲法のテキスト類は多数あるが、各自で自由に選択すればよい。

(2) 「憲法」の単位を取得していない学生の登録は認めない（ただし、編入生を除く）。

【評価方法】

成績評価は、演習の際の報告や討論（発言）、レポート内容などを総合的に考慮して行う。

【テキスト】

未定。ただし、開講時に報告予定テーマ一覧を配布する予定。

【参考文献】

(1) 浦部・大久保・森・山口編『現代憲法講義2 [演習編]』法律文化社 (2) 高橋和之・大石眞編『憲法の争点・第3版』有斐閣 (3) 高橋・長谷部。石川編『憲法判例百選 I・II』有斐閣、など。

専門演習Ⅱ

担当教員 西山 千絵

対象学年 4年

単位区分 必

準備事項

備考

開講時期 通年

授業形態 演習

単位数 4

【授業のねらい】

この演習では、各自が選んだ憲法判例を題材として、判示内容の検討とともに、理論的分析を加えることを目標とします。憲法と隣接する法律との連関も含めて、さまざまな視点・角度からバランスよく思考することによって、より体系的で専門的な知識が得られるよう努めます。自らの法的思考力を鍛えるという心構えをもち、ゼミに参加してください。

【授業の展開計画】

第一回の開講時にそれぞれの分担などを決め、それに従って判例研究を各週続けていきます。基本的には個人報告とします。各回の報告者には、担当する判例の内容をまとめ、さらに自分なりの分析を発表してもらいますが、様々なテキストや参考文献、先例を十分に活用してください。そして、報告者のまとめた内容に対する討論を、ゼミ参加者全員で行うことになります。

*なお、今年度は福島大学との交流が一応予定されているため、7月から1ヶ月はテーマ研究となる予定です。

【履修上の注意事項】

(1) 社会の出来事に関心を持ち、また裁判に関する報道に接するように心がけましょう。人前で発言することとにかく慣れてもらいますので、討論の際には必ず意見を言ってもらいます。

(2) 法学部生なので、六法と判例集とは毎度持ち歩くようにしてください。

【評価方法】

成績評価は、演習の際の報告の分担をちゃんと行ったかどうかや、討論での態度などを総合的に考慮して判断します。

【テキスト】

各自が所有している憲法のテキストがあれば、それを優先します。第一回目の開講時には、憲法判例百選（ジュリスト）を中心として演習スケジュールを決めます。

【参考文献】

(1) 辻村みよ子『憲法[第4版]』（日本評論社、2012年）(2) 高橋和之＝長谷部恭男・石川健治編『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ』（有斐閣、2007年）*今秋、版が新しくなるので、まだ持っていない人は買わなくても大丈夫です。

租税法

担当教員 末崎 衛

対象学年 3年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

買い物をするとき消費税を払いますよね。卒業して就職すれば、毎月の給料から所得税や住民税が天引きされます。遺産を相続すれば、相続税が課されることがあります。私たちの生活に税法は深く関わっていますが、しかしその仕組みはあまり知られていません。この講義では、法学部の学生向けに書かれた入門書を使用し、憲法や民法との関係にも注意しながら、税法の基本的な仕組みや考え方を学んでいきます。【なぜいくつもの種類の税があるのか、それぞれの税についてなぜその仕組みが採られているのかを、税法の基本的な原則との関連で理解してもらいたい】と考えています。「税法って実は意外に面白いんだ」と感じてもらえればと思います。

【授業の展開計画】

前期は主として所得税を対象とし、後期は税法の基本的な原則のほか、消費税、相続税などを対象とする予定です。各回の（○章）は、テキストの該当する章を指します。

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス（酒税法を題材に）	17	租税法律主義（1章）②・租税回避（2章）①
2	所得税の課税の仕組みの概要	18	租税回避（2章）②
3	所得分類（10章）①	19	税法の体系（3章）・応能負担原則（4章）
4	所得分類（10章）②	20	消費税の基礎（18章）
5	所得概念（7章）①	21	多段階付加価値税（19章）
6	所得概念（7章）②	22	非課税・ゼロ税率（20章）
7	給与所得課税（11章）	23	消費税法（18～20章）まとめ
8	課税最低限（5章）・人的控除（13章）①	24	相続税の課税の根拠（21章）
9	人的控除（13章）②	25	日本の課税方式と問題点（22章）
10	所得税の計算構造（14章）	26	相続税法（21・22章）まとめ
11	収入の帰属年度（12章）①	27	贈与に対する課税（3章）①
12	収入の帰属年度（12章）②	28	贈与に対する課税（3章）②
13	源泉徴収（11章）	29	確定手続（25章）・税務調査（26章）
14	課税単位（9章）	30	まとめ・補足
15	期末試験（前期）	31	期末試験（後期）
16	租税法律主義（1章）①		

【履修上の注意事項】

①細かい税額の計算はしませんので、「計算が多くて難しそう」と気後れする必要はありません（九九がわかれば十分）。②毎回の講義の前に、テキストや配布資料の指示された箇所を読むこと。講義は、テキストを読んできていることを前提に進めます。③ポケット六法等の学習用六法を必ず毎回持参すること。税法の載っている六法を買う必要はありません（必要に応じて担当教員が用意します）。④講義中の私語など講義を妨げる行為をした場合は、減点の理由とすることがあります。⑤その他、初回の講義で説明します。

【評価方法】

期末試験（80%）と平常点（20%）の合計で評価します。期末試験は、「授業のねらい」の【 】内に記載した内容についての理解度を問います（形式は短答、正誤、論述問題の組合せを予定）。平常点は、用語の意味や制度の趣旨など基本的な知識について問う小テストまたは課題を基本に（前後期各2回程度予定）、講義への参加状況も加味して評価します。

【テキスト】

三木義一編著『よくわかる税法入門〔第7版〕』（有斐閣選書）
その他、補助資料を配布します。

【参考文献】

三木義一『日本の税金（新版）』（岩波新書）、三木義一『給与明細は謎だらけ』（光文社新書）
その他、講義の際に適宜紹介します。

担保物権法

担当教員 山下 良

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

この講義では、民法の「第二編 物権」の後半部分を扱います。「担保物権法」という名前の法律があるわけではなく、民法の「第二編 物権」のうち、「第七章」～「第十章」がそう呼ばれています。人が誰かにお金を貸すとき、返してくれなかったら困るので、何らかの方法でお金を取り戻せるようにしたいと考えます。その方法の一つとして、相手が持っている物を「担保」にするということが行われます。講義を通じて、担保物権の内容と、社会における役割を学習しましょう。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス、担保物権とは何か
2	担保物権の種類と性質
3	留置権① 留置権の概要
4	留置権② 留置権の効力
5	先取特権① 先取特権の概要
6	先取特権② 先取特権の効力
7	質権① 質権の概要
8	質権② 動産質、不動産質、権利質
9	抵当権① 抵当権の概要
10	抵当権② 抵当権の効力①
11	抵当権③ 抵当権の効力②
12	抵当権④ 根抵当権
13	非典型担保① 仮登記担保
14	非典型担保② 譲渡担保
15	非典型担保③ 所有権留保
16	期末試験

【履修上の注意事項】

最新の六法、教科書を毎回必ず持参して下さい。

【評価方法】

出席状況、期末試験によって評価します。

【テキスト】

「物権法」の授業で使った教科書を、引き続き使います。
 (淡路剛久・鎌田薫・原田純孝・生熊長幸『民法Ⅱ 物権〔第3版補訂〕』(有斐閣、2010年))

【参考文献】

必要に応じて、適宜紹介します。

地域環境保全論

担当教員 金城 和三

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

【授業の展開計画】

【履修上の注意事項】

【評価方法】

【テキスト】

【参考文献】

地方財政論

担当教員 平 剛

対象学年 2年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

財政とは公共部門による経済活動を指す。なかでも、地方財政は、福祉や教育よるといった直接市民生活と関わる公共サービスの提供を担っている。その意味で、地方財政はわれわれにとって身近なものである。現在、地方財政は、国からの補助金削減、高齢化に伴う支出の増大等の課題に直面している。本講義では、地方財政の制度・仕組みについて包括的な理解を目指す。あわせて今日の地方財政に関わる政策課題等と取り上げ、それへの自治体の対応やその有効性についてこれまでの研究成果を踏まえながら検討していく。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス	17	地方消費税
2	財政（地方財政）の役割	18	固定資産税
3	財政システムと財政の規模	19	地方交付税の仕組み
4	地方財政制度	20	地方交付税改革の課題
5	地方分権の推進	21	国庫支出金の仕組み
6	地域福祉と介護保険	22	国庫支出金の現状と課題
7	地方の歳出構造	23	国債と地方債
8	地方の歳入構造	24	地方債の現状
9	財政指標	25	地方債発行と国の関与
10	租税（地方税）原則	26	公営企業の現状と改革①
11	国と地方の税源配分	27	公営企業の現状と改革②
12	地方税体系①	28	地方分権（三位一体改革）
13	地方税体系②	29	地方分権（道州制）
14	個人住民税	30	まとめ
15	個人住民税（納付税額の計算例）	31	
16	法人住民税と法人事業税		

【履修上の注意事項】

特にありません。

【評価方法】

中間・期末試験の結果により評価します。

【テキスト】

林宏昭・橋本恭之著『入門地方財政・第2版』，中央経済社，2007年。

【参考文献】

林宜嗣著『地方財政〔新版〕』，有斐閣，2008年。総務省『地方財政白書』，各年版。その他，講義で紹介します。

地方自治法

担当教員 朝崎 かたる

対象学年 3年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

分権改革を経て新たな地方自治法が歩みだした（「第一期分権改革」平成11年）。それは、機関委任事務の廃止や国・地方の役割分担等多岐にわたるものであった。さらに、第一次・第二次の「地域の自主性及び自立性を高めるための関係法律の整備に関する法律」の制定等により、第二期分権改革がスタートした（平成23年）。それは、法令による「義務付け・枠付けの見直し」の観点からの国による自治体統制の見直しであり、「基礎自治体優先の原則」の観点からの都道府県から市町村への権限移譲の法制化である。これら累次の分権改革を踏まえて、地方自治制度の基本を定める地方自治法を学ぶことによって、これからの地方行政のあり方を考える。

【授業の展開計画】

- | | |
|------------------------|------------------------|
| 第1 序論 | 第4 地方行政組織 |
| 第1講[地方自治の意義] | 第16講[地方議会(その1)] |
| 第2講[憲法と地方自治] | 第17講[地方議会(その2)] |
| 第2 地方行政の主体としごと | 第18講[地方公共団体の長(その1)] |
| 第3講[地方公共団体の種類] | 第19講[地方公共団体の長(その2)] |
| 第4講[地方公共団体の事務(その1)] | 第20講[長と議会の関係(その1)] |
| 第5講[地方公共団体の事務(その2)] | 第21講[長と議会の関係(その2)] |
| 第6講[行政主体間の役割分担] | 第22講[委員会及び委員] |
| 第7講[国と地方公共団体との関係(その1)] | 第5 地方行政作用及び自主立法 |
| 第8講[国と地方公共団体との関係(その2)] | 第23講[法令の執行] |
| 第9講[地方公共団体の協力形式(その1)] | 第24講[自主立法(その1)] |
| 第10講[地方公共団体の協力形式(その2)] | 第25講[自主立法(その2)] |
| 第3 住民及び住民参政 | 第26講[行政指導及び要綱・協定行政] |
| 第11講[直接請求(その1)] | 第27講[その他の行政作用] |
| 第12講[直接請求(その2)] | 第6 地方財務 |
| 第13講[行政情報公開制度] | 第28講[監査制度] |
| 第14講[行政が保有する個人情報の保護制度] | 第29講[住民監査請求と住民訴訟(その1)] |
| 第15講[行政手続の民主化] | 第30講[住民監査請求と住民訴訟(その2)] |

※具体的には、初回の講義で提供する授業計画による。

【履修上の注意事項】

六法を携帯すること。

※六法を持たずに受講することは認めない。

【評価方法】

- (1) 試験 2～3回あり
- (2) 追再試験なし
- (3) 出席状況、試験の結果、受講時の態度などを総合的に判断する。

【テキスト】

・久世公堯著『地方自治制度[第六次改訂版]』（学陽書房）・テキストのほかに、レジュメを提供する。さらに現に全国の自治体で惹起している最新の事例を通して実践的な地方自治法を身につけるための資料を提供する

【参考文献】

俵 静夫著『地方自治法』（有斐閣）／仲地 博著『沖縄の自治と自治体』（ひるぎ社）／成田・磯辺編『地方自治判例百選（第二版）』

地方自治論

担当教員 黒柳 保則

対象学年 2年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

本講義では、主権者として自治を考え、参加する際に必須のトピックスを、最新の動向を踏まえて論じます。民主主義の核心には「自ら治める」という「自治」の精神があり、国と比べて自治体ではそれを実感しやすいはずですが。しかし、従来の日本は中央集権であって、必ずしもそうとはいえませんでした。国と自治体の借金が100兆円を超えたと言われる中で、今後さらに分権が進められ、自治体は必ず自立を迫られます。今こそ大いに「自治」の精神を発揮して地域運営に当たるべき時です。こうした現状を理解する上で役立つ講義にします。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス	17	中央集権から地方分権への動向
2	地方自治とは	18	地方分権における変更点
3	地方自治の構造	19	市町村合併の歴史
4	地方自治の歴史－戦前	20	沖縄における市町村合併の歴史
5	地方自治の歴史－戦後	21	「平成の大合併」の現状と課題
6	沖縄における地方自治の歴史－戦前	22	広域行政と道州制
7	沖縄における地方自治の歴史－戦後	23	道州制の展望
8	自治体の種類	24	自治体と地方税制
9	自治体首長の地位と役割	25	自治体の財政とその危機的状況
10	自治体首長と地方議会の関係	26	三位一体改革と自治体の財政
11	地方議会の役割と権能	27	住民の自己決定と住民投票制度
12	地方議会の現状と改革	28	地域福祉と地域保健
13	二元代表制の特徴	29	国際化時代と自治体
14	自治体における選挙	30	自治体外交の生成と現状
15	自治体の組織と職員	31	まとめ／試験
16	国・都道府県・市町村の関係		

【履修上の注意事項】

新聞の地方自治についての記事に注意を払ってください。気になる記事は切り抜きをするとよいでしょう。

【評価方法】

試験と平常点にて評価します。

【テキスト】

使用しません。レジュメを配布します。

【参考文献】

磯崎初仁他『[改訂版]ホーンブック 地方自治』北樹出版、2011年。矢野恒太記念会編『データでみる県勢 2013年版』矢野恒太記念会、2012年。

手形・小切手法

担当教員 伊達 竜太郎

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

手形・小切手は、現実の経済活動において、重要な役割を果たしている。主に、企業が取引を行う場合において、手形・小切手は、①支払の手段、②信用の手段、③送金・取立の手段としての機能を果たしている。実務においては、銀行取引や貿易取引とも密接に関係している。本講では、このような企業の取引とも関係する「手形・小切手法」を中心に議論を進める。ここでは、国際取引などの現代的なトピックを交えつつ、諸制度の基本的知識を理解し、実社会に出た後も活用できる法的考察力の獲得を目指す。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	手形・小切手法総論	17	白地手形
2	手形・小切手の意義・法的構造	18	手形の変造
3	手形・小切手の経済的機能	19	裏書（1）約束手形の譲渡
4	手形・小切手と銀行取引	20	裏書（2）譲渡裏書の効力
5	有価証券	21	善意の手形取得者の保護（1）物的抗弁等
6	手形行為の意義と特性	22	善意の手形取得者の保護（2）善意取得
7	手形行為の成立要件	23	特殊の裏書
8	手形行為の有効要件	24	手形の支払
9	他人による手形行為	25	遡求
10	無権代理	26	手形保証・隠れた保証のための裏書
11	偽造	27	時効・利得償還請求権・除権決定・手形訴訟
12	表見代理	28	為替手形
13	約束手形総論	29	小切手
14	振出（1）振出の意義および効力	30	総括
15	振出（2）手形要件	31	期末試験
16	振出（3）記載事項		

【履修上の注意事項】

「商法総則・商行為法」「会社法」の科目を履修していることが望ましい。なお、基本的に、通常の授業形態で行い、可能であれば、講義の理解を深めるために、グループ討論会や双方向的な授業形態も取り入れる。

【評価方法】

期末試験および講義における受講態度により評価する。期末試験の成績が70で、受講態度（出席を含む）が30の割合である。テストは期末試験1回を予定し、選択式6題および論文式2題の問題を予定している。

【テキスト】

- 早川徹『基本講義 手形・小切手法』（新世社、2007年）
- 最新版の六法

【参考文献】

- 落合誠一＝神田秀樹編『手形小切手判例百選〔第6版〕（別冊ジュリスト（No. 173））』（有斐閣、2004年）
- その他には、必要に応じて、適宜資料を配布する。

倒産法

担当教員 上江洲 純子

対象学年 3年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

長引く不況の中で、企業の舵取りも難しくなり、その影響が個人々の生活にも影を落としています。その先に、企業や個人の破たん、すなわち「倒産」が訪れるかもしれません。しかし、一口に倒産といっても、現在では様々な手続が用意されています。この講義では、最初に倒産手続としてどのようなメニューが用意されているか取り上げた後に、裁判所で行う倒産手続の基本ともいえる「破産手続」を中心に手続の流れを押さえ、必要に応じて、企業を再建させるための手続である「民事再生手続」「会社更生手続」や、個人のための倒産手続についても解説し、最終的には対立する多くの権利・利害をどう調整していくのかについて把握できるようにします。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス（倒産法入門）	17	未履行双務契約③
2	各倒産手続の概要	18	未履行双務契約④
3	諸外国の整理と私的整理	19	取戻権
4	倒産ADR	20	別除権①
5	破産手続の開始①	21	別除権②
6	破産手続の開始②	22	相殺権①
7	破産手続開始決定・保全処分	23	相殺権②
8	破産管財人①	24	否認権①
9	破産管財人②	25	否認権②
10	債権者集会・債権者委員会	26	破産債権の届出・調査・確定
11	破産財団	27	配当手続・破産手続の終結
12	破産債権	28	消費者倒産
13	財団債権	29	民事再生・会社更生①
14	未履行双務契約①	30	民事再生・会社更生②
15	未履行双務契約②	31	期末試験
16	中間試験		

【履修上の注意事項】

- ・ 最新の六法を必ず持参してください。
- ・ 民事訴訟法を受講予定又は受講済みであることが望ましいです。
- ・ 物権法・担保物権法・債権法（債権総論・債権各論）・会社法に関心があり、できれば受講済みであることが望ましいです。

【評価方法】

中間試験・期末試験の成績（合計100点）で評価します。
再試験の実施や追加レポートによる救済措置は行いません。

【テキスト】

山本和彦著『倒産処理法入門（第4版）』（有斐閣）

【参考文献】

瀬戸英雄・山本和彦編『倒産判例インデックス（第2版）』（商事法務）

統治機構論

担当教員 鎌田 晋

対象学年 2年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

「日本国憲法」の採用する統治機構につき、その基本原理・制度を確認するとともに、現実の運用や裁判例を学修する。憲法をめぐる様々な問題点を考察する際に必要となる「日本国憲法」の解釈論を身につけることを目標とする。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス	17	司法権の意味・司法権の範囲（1）
2	立憲主義	18	司法権の範囲（2）
3	国民主権	19	司法権の範囲（3）
4	天皇制	20	裁判所の組織と権能
5	権力分立	21	司法権の独立
6	国会の地位	22	違憲審査制（1）
7	国会の組織	23	違憲審査制（2）
8	国会の活動	24	違憲審査制（3）
9	国会の権能	25	違憲審査制（4）
10	議院の権能	26	憲法改正（1）
11	行政権と内閣	27	憲法改正（2）
12	内閣の組織	28	地方自治（1）
13	内閣の権能	29	地方自治（2）
14	議院内閣制（1）	30	財政・平和主義
15	議院内閣制（2）	31	期末試験
16	中間試験		

【履修上の注意事項】

六法を携帯してください。

【評価方法】

出席状況と試験の結果に依ります。

【テキスト】

芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法（第五版）』（2011年3月 岩波書店）を用いますので、購入してください。

【参考文献】

高橋和之『立憲主義と日本国憲法（第2版）』（2010年5月 有斐閣）、購入は不要です。

都市政策論

担当教員 照屋 寛之

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

わが国は「経済大国」になったが、国民はそれに相応しい快適な環境と住宅で生活しているという「生活大国」には程遠いのではないだろうか。住宅や公園など生活の質といった面から見ると、日本は他の先進国に立ち後れていることは、残念ながら認めざるを得ないのではないのでしょうか。他の先進国が経済大国に相応しい生活大国を実感したのは、都市化とともに発生した都市問題に早い段階から真剣に取り組んだからである。都市化したわが国のこれからの都市政策は、いかにあるべきかをアメリカ、ドイツなど他の先駆的な国々の都市政策を参考にしながら、受講生と一緒に考えて見たい。都市政策を考えることは、快適な住環境を考えることでもある。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	今なぜ都市政策が必要か	17	中心市街地衰退の要因
2	都市の矛盾と都市政策	18	中心市街地活性化の方策
3	都市化の諸要因	19	中心市街地活性化策（ビデオ使用）
4	日本の都市政策の矛盾①	20	都市政策と交通政策
5	日本の都市政策の矛盾②	21	路面電車による市街地の活性化①
6	都市政策と土地利用	22	路面電車による市街地の活性化②
7	わが国の都市政策と住宅政策	23	諸外国の都市交通（ビデオ使用）
8	我が国の都市政策と諸外国の都市政策	24	路面電車導入による沖縄の都市の展望
9	アメリカの都市成長管理政策	25	都市化とゴミ問題の深刻化
10	サンフランシスコ、ボストンの都市政策	26	都市廃棄物のドイツと日本の現状
11	諸外国の都市政策から日本が何を学ぶか	27	循環型社会のリサイクルの現状
12	都市政策と都市景観（ビデオ使用）	28	リサイクル社会は幻想か
13	わが国の都市政策の現状	29	本学のエコアクション21現状と課題
14	諸外国の都市景観から何を学ぶか	30	まとめ
15	中間テスト	31	学年末テスト
16	中心市街地衰退の現状（ビデオ使用）		

【履修上の注意事項】

「学生だから勉強するのではなく、勉強するから学生である」という自覚を持って受講してもらいたい。学生時代に「必死の勉強したという時期があってもいいのではないか。都市政策の知識はなくても、やる気のある学生の受講を望む。

【評価方法】

テスト、感想文、出席を総合的に判断して評価する。

【テキスト】

テキスト：教科書は指定しない。必要に応じてプリントを配布する。
参考文献：矢作 弘『日本の都市は救えるか』関文社

【参考文献】

日本外交史

担当教員 野添 文彬

対象学年 2年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

今日、沖縄基地問題や隣国との領土問題、歴史認識問題など、日本外交は多くの課題を抱えている。本講義では、こうした中で現在及び今後の国際社会における日本の役割を考える視座を養うため、明治維新以降の日本外交の歴史的展開を概観する。特に戦後日本外交を中心に、対米関係とアジア諸国との関係を重視しながら論じていく。また、国際情勢や日本外交の展開が、沖縄や米軍基地のあり方にどのような影響を及ぼしたのかについても注目し、沖縄が直面する諸問題を国際的・歴史的な文脈から考えたい。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	イントロダクション	17	池田政権による東南アジア外交の展開
2	明治維新と近代国家への道	18	ベトナム戦争と佐藤政権の東南アジア外交
3	日清・日露戦争と条約改正	19	沖縄返還交渉
4	第一次世界大戦とワシントン体制	20	日米安保体制における「密約」問題
5	満州事変から日中戦争へ	21	日中国交正常化
6	アジア太平洋戦争	22	日米同盟の制度化
7	占領と改革	23	福田ドクトリンと環太平洋連帯構想
8	冷戦の開始と逆コース	24	新冷戦と日本外交
9	サンフランシスコ講和条約と日米安保条約の締結	25	冷戦終結と湾岸戦争
10	吉田の末期外交と「1955年体制」の成立	26	日米同盟の再定義と「沖縄基地問題」
11	日ソ国交正常化と日中貿易	27	イラク戦争と日本の対応
12	極東米軍再編と沖縄米軍基地	28	冷戦後の東アジア外交－中国・韓国・北朝鮮
13	岸政権の発足と「日米新時代」	29	民主党政権・安倍政権の外交政策
14	安保改定交渉	30	まとめ
15	池田政権と「日米イール・パートナーシップ」	31	
16	池田・佐藤政権による東アジア外交の展開		

【履修上の注意事項】

講義中の私語を厳しく禁じる。

【評価方法】

定期試験の結果（70％）と出席状況（30％）を中心に、レポートの提出や発言を加味して評価する。

【テキスト】

五百旗頭真編『戦後日本外交史 第三版』有斐閣、2010年

【参考文献】

入江昭『日本の外交』中公新書、1966年
 入江昭『新・日本の外交』中公新書、1991年
 北岡伸一『日本政治史』有斐閣、2011年

日本政治史

担当教員 芝田 秀幹

対象学年 2年

単位区分 選択

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

本講義では、江戸末期に西欧列強からの衝撃を受けた我が国が、それ以降、近代国民国家としてどのように成長・発展し、そして成功をおさめ失敗を犯してきたかを、幕末から第二次世界大戦の終焉までの期間に絞って概観する。また、今日の日本社会が置かれている現状を正しく理解することを主眼として、明治期に産声をあげた政治制度を歴史的に検討し、それらが現行制度とどのように関係するかについても解明していく。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	開講にあたって	17	第一次世界大戦（1）
2	幕藩体制	18	第一次世界大戦（2）
3	幕末15年	19	政友会と民政党
4	王政復古	20	西園寺と憲政常道
5	維新政府	21	社会主義運動
6	薩長土肥	22	東アジア（1）－中国－
7	自由民権運動	23	東アジア（2）－ソ連－
8	体制整備	24	国家改造運動
9	憲法制定	25	満州事変
10	初期議会	26	二二六事件
11	日清戦争	27	日中事変
12	政友会	28	近衛新体制
13	日露戦争	29	「大東亜戦争」と敗戦
14	桂園時代	30	講義のまとめ
15	大正政変	31	テスト
16	元老と政党		

【履修上の注意事項】

高校や大学受験で日本史を選択しなかった学生や、学んだけれどすっかり忘れてしまった学生にも十分理解できるように講義するので、この点での心配はご無用。ただし、日本国の歴史と真剣に向き合う姿勢だけは持ち続けること。なお、「政治学Ⅰ」「政治学Ⅱ」「政治学原論」を履修していることが望ましい。

【評価方法】

定期試験の結果と出席状況で判断。

【テキスト】

使用しない。

【参考文献】

升味準之輔『日本政治史（1）～（4）』（東京大学出版会、1988年）。
その他、授業中に随時紹介します。

日本政治論

担当教員 照屋 寛之

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

わが国は多くの政治制度をアメリカやイギリスなどから取り入れてきた。しかし、その政治制度等はうまく日本の政治制度として根付いたのか疑問である。残念ながら、わが国は政治改革の点でも、国民の期待通りには進まないのが実状である。一体どこにその原因があるのか。かつて「経済は一流、政治は三流」であるといわれていたが、今やその経済もガタガタである。政治の在り方に大きな原因がありそうである。本講義では、諸外国の政治制度なども参考にしながら、わが国の政治制度の特質、問題点、課題等を講義し、受講生と共に、わが国の政治のあるべき姿について考えてみたい。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	なぜ政治学を学ぶのか	17	日本の選挙制度（1）
2	日本政治への疑問	18	日本の選挙制度（2）
3	世界から見た日本政治の謎	19	日本人の投票行動（1）
4	なぜ自民政権は崩壊したのか（1）	20	日本人の投票行動（2）
5	なぜ自民政権は崩壊したのか（2）	21	選挙とマスコミ報道の在り方（1）
6	民主党政権の誕生（1）	22	選挙とマスコミ報道の在り方（2）
7	民主党政権の誕生（2）	23	政治家と官僚（1）
8	現代政治と連合政権（1）	24	政治家と官僚（2）
9	現代政治と連合政権（2）	25	わが国の官僚政治の現状と課題（1）
10	日本の議会政治の特質（1）	26	わが国の官僚政治の現状と課題（2）
11	日本の議会政治の特質（2）	27	日本の政党と政治資金
12	日本の政党システム（1）	28	政治資金規正と政治資金のあり方
13	日本の政党システム（2）	29	日本の政党助成の現状と課題
14	日本の圧力政治（1）	30	まとめ—日本政治の展望
15	日本の圧力政治（2）	31	
16	日本の圧力政治（3）		

【履修上の注意事項】

登録時点では、日本の政治についての基礎的な知識はなくても、現在の日本について考えてみたい学生の受講を望む。「学生だから勉強するのではなく、勉強しているから学生である」と、私は考えています。受講する学生もその気持ちで頑張ってもらいたい。学生時代に自分でも納得するぐらい勉強してみませんか。

【評価方法】

中間テストと学期末テストに出席点を加味して評価する。

【テキスト】

初回の講義で紹介する。

【参考文献】

新藤宗幸「日本の政治をどうする」岩波新書、山口二郎「若者のための政治マニュアル、山口二郎「政権交代」岩波新書

物権法

担当教員 山下 良

対象学年 2年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

この講義では、民法の「第二編 物権」の前半部分を扱います。「物権法」という名前の法律があるわけではなく、民法の「第二編 物権」のうち、「第一章」～「第六章」がそう呼ばれています。物権は、物に対する権利であり、私たちが物を所有したり、やり取りしたりするのに関わるものです。講義を通じて、物権の内容と、社会における役割を学習しましょう。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス、物権とは何か	17	中間試験の復習
2	物権と債権の違い、一物一権主義	18	即時取得① 即時取得の要件
3	物権法定主義、物権の種類	19	即時取得② 即時取得の効果
4	物権の一般的効力、物権的請求権	20	占有権① 占有権とは何か、占有権の種類
5	物権変動総説	21	占有権② 占有権の効果、占有訴権
6	公示とは何か、所有権の移転時期	22	所有権① 所有権とは何か
7	不動産物権変動における対抗要件	23	所有権② 所有権の取得と喪失
8	民法177条における第三者①	24	相隣関係① 相隣関係とは何か
9	民法177条における第三者②	25	相隣関係② 相隣関係の種類
10	登記を必要とする物権変動①	26	共有① 共有とは何か
11	登記を必要とする物権変動②	27	共有② 共同所有形態の種類
12	公示の原則と公信の原則	28	建物の区分所有
13	動産物権変動における対抗要件	29	用益物権① 地上権、永小作権
14	引渡しの方法	30	用益物権② 地役権、入会権
15	動産物権変動と公信の原則	31	期末試験
16	中間試験		

【履修上の注意事項】

最新の六法、教科書を毎回必ず持参して下さい。

【評価方法】

出席状況、中間試験、期末試験によって評価します。

【テキスト】

淡路剛久・鎌田薫・原田純孝・生熊長幸『民法Ⅱ 物権〔第3版補訂〕』（有斐閣、2010年）

【参考文献】

必要に応じて、適宜紹介します。

法学概論

担当教員 吉崎 敦憲

対象学年 1年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 通年

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

この講義は、法学をはじめて学ぶ学生を対象としている。そのため講義では法律学全体を展望し、我々が日常生活を送る現代社会が法とどのような関係を有しているのかを鳥瞰しながら、現代社会における法の果たすべき役割の重要性を確認する。抽象的な概念論にとどまらず、具体的な事例、今日的な課題を取り上げながら、さまざまな分野における法の在り方を検討し、法律実務も体感しながら法的論理的思考力を中心とする法的素養を身につけることを目的とする。なお、この科目は、あくまでも各法分野の入り口を紹介するに留まるものでしかなく、受講生諸君が、2年次以降、個別の法分野に興味を持って自ら進んで学修することを期待するものである。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス	17	租税関係と法
2	法とは何か	18	社会保障と法
3	法の体系	19	違法行為と法
4	法と裁判	20	地方自治と法
5	法の解釈	21	国際関係と法①（国際社会と法）
6	法の発展	22	〃 ②（国際平和と法）
7	国家と法	23	〃 ③（国際化と法）
8	日本国憲法①（統治原理）	24	地球環境と法
9	〃 ②（基本的人権(1)）	25	知的財産と法
10	〃 ③（〃 (2)）	26	ジェンダーと法
11	家族関係と法	27	少年と法
12	財産関係と法①（私有財産と法）	28	生命倫理と法①（総論）
13	〃 ②（企業と法）	29	〃 ②（各論）
14	〃 ③（消費者と法）	30	総括
15	小括（中間試験）	31	期末試験
16	労働関係と法		

【履修上の注意事項】

着席は、学籍番号順とする（第1回は自由。第2回以降の着席方法については第1回に指示する）。第2回以降は、毎回、六法（最新版。判例付きでも可）を持参すること（第1回ガイダンスの際に、六法について紹介する）。

【評価方法】

中間試験50点、期末試験50点の合計100点満点で評価する。試験は、いずれも穴埋め式で、講義の内容から出題する。

【テキスト】

テキストは特に指定しない。各講義毎に事前にレジュメを配布する。レジュメは、「Live Campus」上に掲示するので、各自事前にプリントアウトして講義（第1回ガイダンスを含む）に持参すること。

【参考文献】

①武藤眞朗ほか「法を学ぶパートナー〈第2版〉」（成文堂）。これから法律（法学）を学ぶにあたり、前期講義開始前に一読することをお勧めする。②伊藤正巳ほか「現代法学入門（第4版）」（有斐閣）。講義で配布するレジュメをより深く理解するために極めて有用である。その他は、講義の進行に応じて、随時紹介する。

法史学

担当教員 稲福 日出夫

対象学年 2年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

ヨーロッパ近代法の形成過程を一緒に考えていく。と同時に、わが国の近代諸法典はドイツやフランスなど西欧法の影響を受けてつくられたといわれているが、どのような影響を受けたのか。この点も探っていきたい。また、講義の前半で採り上げる「近代日本法の歴史」において、沖縄の輩出した歴史家、法学者たちの活動、業績にも時折触れ、彼らの足跡が「近代日本法の歴史」にどう係わりをもったか、一緒に考えていきたい。

【授業の展開計画】

前半は、近代日本法の歴史にあてる。自由民権運動や帝国憲法の制定、またわが国の民法典編纂事業、民法典論争を一緒に考えていく。そのさい、穂積陳重のわが国の近代法形成に果たした役割に時間をさいて触れる。同時にまた、佐喜眞興英の「女人政治考」、沖縄における近代法形成のテンポのズレについても一緒に考えていきたい。後半は、わが国におけるヨーロッパ法史研究の歴史について紹介し、続いて、古典古代社会の法と国制、古ゲルマン社会の法と国制、中世初期の法観念、「古き良き法」理論、ドイツにおける学識法曹階層の社会的進出、法律家身分の成立、自然法論の時代から自然法的法典編纂の時代へ、早期の法典編纂、サヴィニー対ティボ一の法典論争、ドイツ歴史法学派の誕生、ヤーコブ・グリムの法学観、等に関してをすすめていく。

【履修上の注意事項】

歴史や思想史に興味をもつ学生の受講を歓迎する。

【評価方法】

成績評価は、出席、時折課す小テスト・レポート、中間・期末試験などを総合して評価の基準にする。

【テキスト】

特に指定はない。適宜レジュメを配布する。

【参考文献】

講義で適宜指示する。

法思想史

担当教員 徳永 賢治

対象学年 1年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

本講義では、実定法上の若干の基礎的法概念（例えば、裁判、人権、主権、所有、契約、家族、犯罪、刑罰など）が、どのような歴史的文脈を経て、現行日本法に規定されるに至ったのか、また日本法（および沖縄を含む島嶼法）にはどのような特色があるのかを、比較法思想史的視点から論じる。

【授業の展開計画】

過去（親）がなければ現在（子）はないのであるから、現代の日本法を理解するには、それを生み、育てた、また遺伝的に継受したりしなかったりした以前の時代・他地域の母法を理解することが有益である。

現行の日本法には直接のまた間接のたくさんの親があるが、母法と子法との間で、同じないし類似する言葉（law, droit, Recht, lex, ius, νόμος, sharia, dharma, 法など）が使われていても、時代や場所や社会が違っていると、その言葉の意義（起源、用法、目的）は異なることが多いし、逆に、違う言葉が使われていても同様な機能を果たす体系が存在することもある。現在の法を理解するために、過去の法を知ることは大切である。

〔講義計画〕

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1. 法思想史の現代的課題 | 16. 古代ギリシャの法思想 |
| 2. 日本法思想 | 17. ストア派の法思想 |
| 3. ユダヤ法思想Ⅰ | 18. ローマの法思想Ⅰ |
| 4. ユダヤ法思想Ⅱ | 19. ローマの法思想Ⅱ |
| 5. イスラム法思想Ⅰ | 20. ローマの法思想Ⅲ |
| 6. イスラム法思想Ⅱ | 21. アウグスティヌスの法思想 |
| 7. イスラム法思想Ⅲ | 22. T. アクィナスの法思想 |
| 8. イスラム法思想Ⅳ | 23. 教会法と中世教会法裁判所 |
| 9. ヒンドゥー法思想Ⅰ | 24. 中世自然法思想の近代的批判 |
| 10. ヒンドゥー法思想Ⅱ | 25. M. ルターの法思想 |
| 11. ヒンドゥー法思想Ⅲ | 26. H. グロチウスの法思想 |
| 12. 中国法思想Ⅰ | 27. T. ホッブスの法思想 |
| 13. 中国法思想Ⅱ | 28. J. ロックの法思想 |
| 14. 中国法思想Ⅲ | 29. J. ベンサムスの法思想 |
| 15. 中間試験（またはレポート） | 30. 期末試験 |

【履修上の注意事項】

講義は、レジュメやPPTを用いて行うが、現在の我々からみて重要と思われる部分に力点をおく。講義初日に受講希望者に対して履修上の注意事項を書いた用紙を配布する。登録調整期間中の2回目の講義時に、各自サインしたこの用紙を提出した学生だけが、履修可能となる。

講義は、法思想史を勉強する場合のあくまでも一つの刺激にすぎない。受講生は、教科書だけではなく、隣接する社会科学の諸文献にも広く目を通して欲しい。

【評価方法】

- (1) 期末試験を行う。
- (2) 出題の意図・趣旨とずれている答案、板書内容を箇条書きしただけの答案、結論を一言だけ書きそこに至る筋道が示されていない答案等は、評価の対象とならない可能性がある。
- (3) ときどき一定の仕方での出席をとる。
- (4) レポートや定期試験の結果と出席状況をみて総合的に成績を評価する。

【テキスト】

なし

【参考文献】(1) 千葉正士 『世界の法思想入門』講談社学術文庫

【参考文献】

(2) 三島淑臣 『法思想史』 青林書院 (3) 矢崎光圀 『法思想史』 日本評論社 (4) 碧海純一・伊藤正己・村上純一 編 『法学史』 東京大学出版会 (5) 北川善太郎 『日本法学の歴史と理論』 日本評論社

法制執務

担当教員 垣花 忠芳

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

地方自治体は、地域において行政活動を行うなかで生じるさまざまな行政課題や地方分権に伴って国から委譲され増大する事務・事業、少子高齢化などの社会経済環境の変化などに迅速に対応するため、施策を立案し、その解決を図らなければならない。

講義では、政策を実現する手段である自治体条例を中心に、法令の立案、解釈、審査等を取り扱う法制執務について、具体例を示しながら、その基礎的な知識や手法を習得させたい。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容
1	憲法と地方自治制度
2	政策形成と法制執務
3	条例制定権の根拠と限界
4	条例の種類
5	法令間の矛盾抵触を解決する原理
6	法令の効力
7	法令の解釈技法
8	条例を立案する前の留意事項
9	条例案要綱の作成の仕方
10	条例（法令）の構成・構造
11	条例（法令）の規定の配置・内容・書き方
12	法令用語と法令用字
13	条例（法令）の一部改正の仕方
14	
15	
16	

【履修上の注意事項】

意欲的な授業参加を求める。

【評価方法】

授業への出席状況及び試験により評価する。

【テキスト】

担当教員の作成したテキスト。また、適宜、資料を配布する。

【参考文献】

「政策立案者のための条例づくり入門」 太田 雅幸／吉田 利宏 （学陽書房）

「法令の読解法」——やさしい法令の読み方 田島 信威 （ぎょうせい）

「自治体職員研修講座——政策形成・自治体法務」 幸田 雅治／坂弘二 （学陽書房）

法政特論Ⅱ

担当教員 井村 真己

対象学年 2年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

情報のデジタル化とコンピュータのネットワーク化を中心とする情報技術の発展は、社会のあらゆる分野に対して大きな影響を与え続けている。本講義では、一般ユーザーがインターネットをはじめとするさまざまな情報技術を利用する場合に、そこにどのような法的問題が潜んでいるのか、という点を中心として情報化社会における法の役割について、その課題を追求することを目的とする。

【授業の展開計画】

詳細な講義計画については、講義の最初の段階で改めて明らかにしたいが、さしあたっては、以下のような問題について取り上げる予定である。

- (1) 情報化社会に関する基礎的考察
- (2) ソーシャルメディア（Twitter、Facebookなど）の利用と法
- (3) ネットワークの発展と法（まねきTV事件）
- (4) ソフトウェア技術と法（Winnie事件）
- (4) 著作権法改正に関する諸問題（一般ユーザーの立場から）

【履修上の注意事項】

本講義は、情報化と法の問題について強い関心を有する学生の受講を歓迎する。
最新の六法を必ず持参すること。

【評価方法】

成績評価は、期末試験の点数により行う予定である。
必要に応じて、レポートの提出を求めることがある。

【テキスト】

テキストは指定しない（レジュメを配布する）。

【参考文献】

必要に応じて適宜紹介する。

法政特論 V

担当教員 稲福 日出夫

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

「社会あるところ法あり」と語られる。それは「社会変われば法も変わる」ということをも意味するであろう。こうした法規範の相対性といったことは、ことさらとりたてて問題にせずとも常識に属することかもしれない。が、我々は無意識のうちに、自国の法文化を価値尺度として、他国の文化・感情に無理解のまま、判断することがありはしないか。この特論 V では、素材をヨーロッパの代表的な法学者の見解や、また文学書・評論文に求めて、比較的自由に法学の領域を横断・越境していく内容にしたい。

【授業の展開計画】

特論 V では、ルターやミルトンの婚姻観、また、カントやヘーゲルの歴史哲学や家族観などを比較検討していきたい。さらに、メインの『古代法』やバウハーフの『母権論』などを通して、ヨーロッパの法文化を紹介したい。

【履修上の注意事項】

本学には、法学が好きで入学したが、入学後「法学嫌い」になった学生もいるだろう。また、もともと「法学嫌い」であったが、諸般の事情でやむなく「法学部」に入学した学生もいるだろう。古今東西を問わず、おそらく大半の法学生が同じ悩みを抱えていたはずで（『ファウスト』の有名な場面を想起してほしい）、それは君ひとりが抱えている悩みではない。グリム兄弟の兄ヤーコプは「厳密でない学としての法学」という。我々は「法」にどう向き合えばよいのか。それを自問しつつ講義に臨んでほしい。

【評価方法】

成績評価は、出席、時折課す小テスト、最終試験などを総合して評価の基準とする。

【テキスト】

特に指定しない。適宜、資料などプリントを配布する。

【参考文献】

講義の際、指示する。

法政特論Ⅵ

担当教員 稲福 日出夫

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 2

準備事項

備考

【授業のねらい】

「社会あるところ法あり」と語られる。それは「社会変われば法も変わる」ということをも意味するであろう。こうした法規範の相対性といったことは、ことさらとりたてて問題にせずとも常識に属することかもしれない。が、我々は無意識のうちに、自国の法文化を価値尺度として、他国の文化・感情に無理解のまま、判断することがありはしないか。この特論Ⅵでは、素材を明治以降の代表的な法学者の見解や、また文学書・評論文に求め、比較的自由に法学の領域を横断・越境していく内容にしたい。

【授業の展開計画】

特論Ⅵでは、先ず、穂積陳重の『法律進化論』や恒藤恭の「法文化論」をとりあげ、我が国の法文化研究の前史を紹介していく。次に、戦後の川島武宜の「法意識論」や野田良之の「日本人の性格」「法文化の東西論」などを一緒に考えていく。その際、石川啄木や、その時代の代表的な評論文なども議論の素材にできれば、と思っている。肩の凝らない法学論を試みていきたい。

【履修上の注意事項】

本学には、法学が好きで入学したが、入学後「法学嫌い」になった学生もいるだろう。また、もともと「法学嫌い」であったが、諸般の事情でやむなく「法学部」に入学した学生もいるだろう。古今東西を問わず、おそらく多くの法学生が、同じ悩みを抱えていたはずで、それは君ひとりが抱えている悩みではない。我々は「法」にどう向き合えばよいのか。それを自問しつつ講義に臨んでほしい。

【評価方法】

成績評価は、出席、時折課す小テスト、最終試験などを総合して評価の基準とする。

【テキスト】

特に指定しない。適宜、資料などプリントを配布する。

【参考文献】

講義の際、適宜指示する。

法哲学

担当教員 徳永 賢治

対象学年 3年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

本講義は、西欧近代法(学)が生み出した法と道徳、法と強制、法への服従義務、法の正当性と実効性と妥当性などの諸問題につき、事例を取り上げ、それに含まれる法哲学上の諸問題を理論的に論じる。受講生には、法学原論(総論の総論)としての法哲学の学習を通して、これまで学んで来た実定法を再考してもらいたい。

【授業の展開計画】

異なる社会、民族、国家を貫いて進行する経済のグローバル化が直接または間接に引き起こす種々の問題(例えば、先住・少数民族、宗教、環境保護、男女の性役割、電子商取引、国際犯罪、知的財産権等をめぐる法的紛争)が、世界のあちこちで生じている。欧米の法律家や法学者は、近代国家法諸概念を用いて、この紛争の法的解決に努めているが、彼らの意図は、このような法的解決の方法が彼らのまた他の社会、民族、国家に対して及ぼす客観的な作用、結果と常に合致するとは限らないことがある。「法とは何か」を考える。

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	法哲学の現代的課題	17	T. ホブスとJ. ロックの法哲学
2	法哲学の学問的位置づけ	18	J. ベンサムの法哲学
3	悪意の密告者	19	J. オースティンの分析法理学
4	法と道徳	20	H. ケルゼンの純粋法学
5	信仰と生命	21	H. L. A. ハートの法哲学Ⅰ
6	人権の普遍性	22	H. L. A. ハートの法哲学Ⅱ
7	法の効力論	23	スキャンディナヴィアのリアリズム法学Ⅰ
8	所有権論	24	スキャンディナヴィアのリアリズム法学Ⅱ
9	逆差別	25	アメリカのリアリズム法学
10	法と貨幣	26	イスラム法源学
11	法と言語・論理	27	CLS
12	法と時間	28	法認識論
13	自然法論Ⅰ	29	多元的法体制論
14	自然法論Ⅱ	30	自己決定権
15	自然法論Ⅲ	31	重要論点のまとめ
16	法実証主義		

【履修上の注意事項】

- (1) 人間にとって法はどのような意義をもつのかという問題意識をもって講義を受講することが望まれる。
- (2) 講義は、法哲学を勉強する場合のあくまでも一つの刺激にすぎない。講義中紹介する文献以外に、受講生は、自主的に人文・社会科学の諸文献に目を通して欲しい。
- (3) 法哲学の勉強は、努力と忍耐を必要とするが、どんな学問にも古来王道はない。自分の言葉で自分の頭を使って、法を哲学して欲しい。

【評価方法】

- (1) 期末試験を行う。
- (2) 出題の意図・趣旨とずれている答案、板書内容を箇条書きしただけの答案、結論を一言だけ書きそこに至る筋道が示されていない答案等は、評価の対象とならない可能性がある。
- (3) ときどき一定の仕方出席をとる。
- (4) レポートや試験の結果と出席状況をみて総合的に成績を評価する。

【テキスト】

なし。こちらで準備した資料を適宜配布する。

【参考文献】

- (1) ベンサム、山下重一訳『道徳および立法の諸原理序説』中央公論社
- (2) J. Austin, Lectures on Jurisprudence or The Philosophy of Positive Law
- (3) ケルゼン、尾吹善人訳『法と国家の一般理論』木鐸社

保険・海商法

担当教員 脇阪 明紀

対象学年 3年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

高度に発展し、複雑化した現代社会にあっては、保険による保護を受けることなくしては、企業生活も市民生活も営むことは、ほとんど不可能といってもよいであろう。保険法の分野は、きわめて技術的で特殊な法分野であり、従来、商法典にあった保険法の部分が、平成20年に「保険法」という単行法として制定されたため、現在非常に理解が困難な法分野となっている。本講は、そのような保険法について、学生諸君の理解を深めるため、できるだけ平易な解説に努める。

【授業の展開計画】

1. 保険の意義（保険とは何か？）
2. 営利保険と相互保険
3. 普通保険約款（約款になぜ拘束されるのか？）
4. 保険契約の定義と性質
5. 損害保険の意義およびその要素
6. 被保険利益と保険価額
7. 超過保険と重複保険
8. 保険代位
9. 告知義務とその違反の効果

【履修上の注意事項】

保険法の分野は、他の商法分野に比較して、きわめて技術的・特殊的な法分野であり、しかも、平成20年度において、「保険法」という単行法の形で制定されているため、講義の際には、かならず最新の小六法を持参されたい。

【評価方法】

原則として、後期試験（論述式、表面のみ記述）の成績のみで評価する。なお、追再試は一切行わない。

【テキスト】

未定

【参考文献】

とくになし

民事訴訟法

担当教員 上江洲 純子

対象学年 3年

単位区分 選択

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

自ら有する権利を巡ってトラブルになったとき、その解決手段として誰もが思い浮かべるのが「裁判」でしょう。最近では、社会生活の複雑化や科学技術の進歩を反映して、従来法が想定していなかったような新しいタイプの民事紛争も登場し、裁判手続もまたより複雑化・多様化しています。

そこで本講義では、裁判所に持ち込まれた民事紛争がどのような手続を経て解決されていくのかという裁判手続の流れを中心に、司法制度改革や裁判手続の今後についても理解を深められるようにしたいと考えています。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス（民事訴訟法入門）	17	訴え提起の効果
2	ADRと民事訴訟	18	本案・訴訟要件
3	民事訴訟手続の特色・現代的課題	19	訴えの利益①
4	裁判所①	20	訴えの利益②
5	裁判所②	21	当事者主義・職権主義①
6	民事裁判権①	22	当事者主義・職権主義②
7	民事裁判権②	23	口頭弁論の諸原則
8	裁判管轄①	24	証明の概念
9	裁判管轄②	25	証拠調べ手続①
10	裁判官の除斥・忌避・回避	26	証拠調べ手続②
11	当事者①－当事者の確定・当事者能力	27	訴訟の終了
12	当事者②－訴訟能力	28	判決の効力①
13	訴訟代理①－法定代理	29	判決の効力②
14	訴訟代理②－任意代理	30	上訴手続の流れ
15	中間試験	31	期末試験
16	請求の趣旨・原因・訴訟物		

【履修上の注意事項】

最新の六法を必ず持参すること。

民事法系の科目に関心があり、それらの科目や裁判法を受講予定又は受講済みであることが望ましい。

【評価方法】

中間試験・期末試験の成績で評価する。

【テキスト】

上原敏夫・池田辰夫・山本和彦著『民事訴訟法（第6版補訂）』有斐閣Sシリーズ（有斐閣）

【参考文献】

上原敏夫・池田辰夫・山本和彦著『基本判例民事訴訟法（第2版）』（有斐閣）
『民事訴訟法判例百選（第4版）』別冊ジュリストNo201（有斐閣）

民法総則

担当教員 山下 良

対象学年 1年

単位区分 必

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4

準備事項

備考

【授業のねらい】

この授業では、民法のうち、「第一編 総則」を扱います。民法は、財産を持つ、誰かと取引をする、結婚をする、といった、私たちの私生活についてのルールを定めた法律です。そして、その民法全体に共通する原則として、一番最初に書かれているのが、「総則」です。講義を通じて、民法の原則と全体構造を学習しましょう。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス、民法とはどのような法律か	17	中間試験の復習
2	民法の法源と解釈	18	法律行為① 法律行為の種類と成立要件
3	民法の基本原則と私権行使の原則	19	法律行為② 法律行為の有効要件
4	権利の主体① 自然人の権利能力	20	法律行為③ 意思の不存在
5	権利の主体② 胎児の権利能力	21	法律行為④ 瑕疵ある意思表示
6	権利の主体③ 権利能力の終期	22	無効と取消し
7	権利の主体④ 法人とは何か	23	条件、期限、期間
8	権利の主体⑤ 法人の権利能力	24	代理① 代理とは何か
9	法律行為とは何か、法律行為に必要な能力	25	代理② 本人に効果帰属するための要件
10	意思無能力者と制限行為能力者	26	代理③ 無権代理
11	制限行為能力者① 未成年者、成年被後見人	27	代理④ 表見代理
12	制限行為能力者② 被保佐人、被補助人	28	時効① 時効とは何か、取得時効
13	制限行為能力者③ 相手方の保護	29	時効② 消滅時効、時効の中断・停止、援用
14	権利の客体① 物	30	まとめ
15	権利の客体② 物の種類	31	期末試験
16	中間試験		

【履修上の注意事項】

最新の六法、教科書を毎回必ず持参して下さい。

【評価方法】

出席状況、中間試験、期末試験によって評価します。

【テキスト】

山田卓生・河内宏・安永正昭・松久三四彦『民法Ⅰ 総則〔第3版補訂〕』（有斐閣、2007年）

【参考文献】

必要に応じて、適宜紹介します。

労働法 I

担当教員 井村 真己

対象学年 3年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 前期

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

現代社会では、多くの人々は、労働者として生活の糧を賃金によって得ているが、そのためには、企業との間で労働契約を締結し、その契約に従って労働という債務を履行していかなければならない。この契約は使用者（会社）側が圧倒的に優位な立場に立つため、労働者に対して何らかの保護の必要性が生じることになる。

本講義においては、こうした労働契約の成立・展開・終了において生じるさまざまな問題を扱う。講義の中心となるのは労働基準法であるが、この領域においては男女雇用機会均等法、労働者派遣法、労働審判法などの個別立法も重要な役割を果たしているため、必要に応じてそれらについても言及する。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス	17	労働時間・休憩・休日②（時間外労働）
2	総論①（雇用関係法とは何か）	18	労働時間・休憩・休日③（休憩・休日）
3	総論②（雇用関係法の適用対象）	19	労働時間・休憩・休日④（年次有給休暇）
4	労働契約①（労働契約の権利義務）	20	安全衛生・労災補償①（安全衛生）
5	労働契約②（契約期間）	21	安全衛生・労災補償②（労働災害）
6	労働契約③（就業規則）	22	安全衛生・労災補償③（労災補償の認定）
7	労働契約④（就業規則の不利益変更）	23	職場規律と懲戒①（職場規律）
8	労働憲章と均等待遇①（労働憲章）	24	職場規律と懲戒②（懲戒）
9	労働憲章と均等待遇②（均等待遇）	25	雇用関係の終了①（退職）
10	採用と人事①（採用内定）	26	雇用関係の終了②（解雇）
11	採用と人事②（昇格・降格）	27	非典型雇用①（有期契約）
12	採用と人事③（配転・出向）	28	非典型雇用②（パートタイム労働）
13	賃金①（賃金支払の原則）	29	非典型雇用③（派遣労働）
14	賃金②（賞与・退職金）	30	雇用関係の紛争解決システム
15	賃金③（休業手当）	31	期末試験
16	労働時間・休憩・休日①（労働時間の原則）		

【履修上の注意事項】

最新の六法を必ず持参すること。

登録者が多数の場合は、学部、学科、学年を問わず抽選する。

【評価方法】

成績評価は、期末試験の結果を基本とし、出席点を加味した上で行う。

必要に応じてレポートを課すことがある。

【テキスト】

指定しない（レジュメを配布する）。

【参考文献】

- ・ 山川隆一『雇用関係法（第4版）』（新世社・2008年）
- ・ 浅倉むつ子・島田陽一・盛誠吾『労働法（第4版）』（有斐閣・2011年）
- ・ 村中孝史・荒木尚志（編）『労働判例百選（第8版）』（有斐閣・2009年）

労働法Ⅱ

担当教員 井村 真己

対象学年 3年

単位区分 選択

準備事項

備考

開講時期 後期

授業形態 一般講義

単位数 4

【授業のねらい】

本講義は、労働法のうち、集団的労使関係とよばれる領域を扱う。集団的労使関係とは、労働者の団結体である労働組合と使用者との関係を指し、日本国憲法は、第28条において労働者の団結権、団体交渉権、団体行動権を保障している。また、労働組合法は、この憲法28条を具体化した立法として位置づけられている。

本講義は、憲法28条および労働組合法の内容を論じつつ、労働組合の機能とその現代的な意義を検討することを目的とする。

【授業の展開計画】

週	授 業 の 内 容	週	授 業 の 内 容
1	ガイダンス	17	労働協約③（労働協約の一般的拘束力）
2	労働基本権①（労働基本権の歴史）	18	労働協約④（労働協約と労働条件変更）
3	労働基本権②（労働基本権の意義）	19	争議行為①（争議行為の概念）
4	労働基本権③（労働基本権保障の内容）	20	争議行為②（争議行為の正当性）
5	労働基本権④（労働基本権の制限）	21	争議行為③（争議行為と賃金）
6	労働組合①（労働組合の機能と形態）	22	争議行為④（争議行為と責任追及）
7	労働組合②（労働組合の内部運営）	23	争議行為⑤（使用者の争議対抗行為）
8	労働組合③（労働組合の組織変動）	24	争議行為⑥（争議調整）
9	労働組合④（組合活動(1)）	25	不当労働行為①（不当労働行為とは）
10	労働組合⑤（組合活動(2)）	26	不当労働行為②（不当労働行為の主体）
11	団体交渉①（団体交渉の意義と形態）	27	不当労働行為③（不当労働行為意思）
12	団体交渉②（団体交渉の当事者）	28	不当労働行為④（不利益取扱）
13	団体交渉③（団体交渉の手続・態様）	29	不当労働行為⑤（支配介入）
14	団体交渉④（団交拒否の救済）	30	不当労働行為⑥（不当労働行為の救済）
15	労働協約①（労働協約の意義）	31	期末試験
16	労働協約②（労働協約の法的性質）		

【履修上の注意事項】

最新の六法を必ず持参すること。

登録者が多数の場合は、学部、学科、学年を問わず抽選する。

【評価方法】

成績評価は、期末試験の結果を基本とし、出席点を加味した上で行う。

必要に応じてレポートを課すことがある。

【テキスト】

テキストは指定しない（レジュメを配布する）。

【参考文献】

- ・西谷敏『労働組合法（第3版）』（有斐閣・2012年）
- ・浅倉むつ子・島田陽一・盛誠吾『労働法（第4版）』（有斐閣・2011年）